

平成 30 年度
戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）
提案募集のご案内
[募集要項]

人と情報のエコシステム
研究開発領域



国立研究開発法人科学技術振興機構
社会技術研究開発センター

平成 30 年 4 月

目次

I. 応募要領	1
1. 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の概要	1
2. 選考スケジュール	2
3. 応募方法	2
4. 応募要件（研究倫理教育）	3
5. 重複応募について	3
6. 応募の要件等	3
7. お問い合わせ等	5
II. 募集・選考にあたっての領域総括の考え方	6
III. 研究開発領域の概要	9
1. 研究開発領域の背景・意義	9
2. 研究開発領域の目標	10
3. 取り組むべき研究開発プロジェクトの概要	11
3.1 研究開発の対象	11
3.2 対象とする人と社会	12
3.3 研究開発のアウトプット	12
3.4 研究開発領域が目指す社会像	14
3.5 研究開発領域運営側の取り組みについて	14
4. 研究開発領域の設置期間	14
5. 研究開発の種別・規模	14
6. 研究開発領域のマネジメント	15
7. 研究開発の評価	15
8. 研究開発領域のストーリー	16
IV. 選考及び採択	18
1. 選考のプロセス	18
2. 選考体制	18
3. 選考にあたっての主な評価項目	18
V. 社会技術研究開発における研究開発の推進方法	21
1. 実施計画	21
2. 実施体制	21
3. 実施拠点	22
4. 委託研究契約	22
5. 研究開発費	22
6. 研究代表者及び主たる実施者の責務	23

7. 実施機関の責務等	25
8. 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参加する場合	27
VI. 応募に際しての注意事項	28
1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	28
2. 提案書記載事項等の情報の取り扱い	30
3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置	30
4. 不正使用及び不正受給への対応.....	33
5. 他の競争的資金制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	35
6. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について.....	35
7. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	36
8. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	39
9. 人権の保護及び法令等の遵守への対応について	39
10. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	39
11. 公正な研究活動を目指して	40
12. ダイバーシティの推進について.....	41
13. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について	42
14. 社会との対話・協働の推進について	43
15. オープンアクセスについて	43
16. 研究者情報の researchmap への登録について	43
17. 研究設備・機器の共用促進について	44
18. JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について.....	45
19. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力	46
VII. 提案公募 Q&A.....	47
VIII. 提案書の記載要領	54
戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発） 提案書（研究開発プロジェクト）	55
IX. 参考資料	70

I. 応募要領

1. 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の概要

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、JST という）社会技術研究開発センター（以下、RISTEX という）は、社会の具体的な問題の解決を通して、新たな社会的・公共的価値の創出を目指します。社会問題の解決に取り組む関与者と実施者が協働するためのネットワークを構築し、競争的環境下で自然科学と人文・社会科学の知識を活用した研究開発を推進して、現実社会の具体的な問題解決に資する成果を得るとともに、得られた成果の社会への活用・展開を図ります。

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）（以下、本事業という）は、RISTEXにおいて社会の問題解決に重要と考えられる研究開発領域（以下、領域等という）を設定して提案を募集し、選定された研究開発プロジェクト（以下、プロジェクトという）を推進するものです。

領域等のマネジメントは、領域アドバイザーの協力を得て、領域総括が行います。研究代表者及び研究開発実施者（以下、実施者という）は、領域総括のマネジメントのもと、自ら所属する機関等において研究開発を推進します。

○領域総括

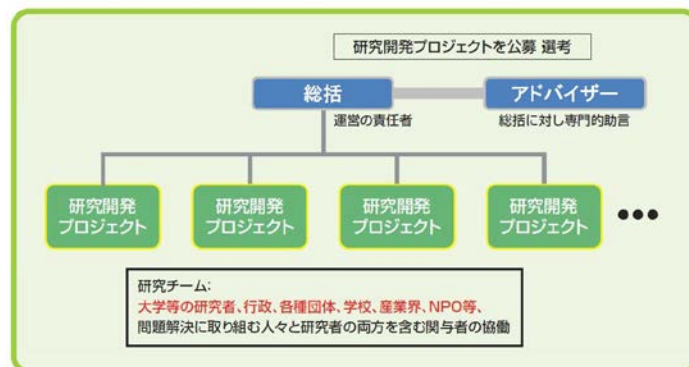
国または RISTEX が定める領域目標の達成に資する研究開発領域の運営責任者として、領域をマネジメントする者。多分野の関与者の参画により研究開発が効率に行われるよう適切かつ柔軟な研究開発領域の運営を行う。そのために必要なネットワーク形成を行うとともに、研究開発プロジェクトの選考から研究開発計画の承認、サイトビジット等による進捗把握や助言、事後評価等を行う。また研究開発領域で得られた成果やその活用状況を社会に向けて情報を発信する。

○領域アドバイザー

専門的な立場から領域総括に適切な助言を行う者。

○研究代表者

研究開発プロジェクトを代表し、プロジェクト全体の責任者。研究開発推進上のマネジメントや成果、プロジェクト全体の研究開発費の管理を実施機関とともに適切に行う。



2. 選考スケジュール

選考の主なスケジュールは、以下のとおりです。下線を付した日付は確定していますが、他の日程は今後変更となることもあります。

募集開始	4月13日（金）正午
募集説明会	<u>5月9日（水）（東京：JST 東京本部別館）</u> <u>5月10日（木）（京都：メルパルク京都）</u>
提案書受付期限（※）	<u>6月13日（水）正午（厳守）</u>
書類選考期間	6～8月
書類選考の結果通知	面接選考会の1週間前までに連絡（予定）
面接選考会	8月21日（火）または8月22日（水）
面談（採択条件の説明）	9月10日（月）
選考結果の通知・発表	9月中（予定）
研究開発の開始	10月（予定）

※ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での受付期限日時です。応募方法については下記を参照してください。

3. 応募方法

提案は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により行っていただきます。
紙媒体、郵送、宅配便及び電子メールによる応募受け付けはできません。

詳細は「（別紙）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」をご参照ください。

（1）実施機関及び研究代表者情報の登録

提案者は、e-Rad のログイン ID、パスワードを取得している必要があります（研究代表者のみで構いません）。

新たに e-Rad のログイン ID、パスワードを取得する場合、事前に提案者が所属する機関が、以下の登録を行う必要があります。

- ① 機関が未登録の場合は、先ず機関を「研究機関」として登録
- ② 提案者を「研究者情報」に登録

なお、応募時に国内の特定の機関に所属していない場合は、提案者本人が②のみ登録してください（ただし、採択後には国内の機関に所属する予定であることが前提です）。

登録方法の詳細は、e-Rad ポータルサイトもご参照ください。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

なお、一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。これまで競争的資金に応募または助成を受けたことがない機関及び提案者の方（特定非営利活動法人、行政機関、民間企業等の機関及びその所属の方）は特にご注意ください。

(2) 提案書の作成

e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) または RISTEX の提案募集ウェブサイト (http://ristex.jst.go.jp/proposal/current/proposal_2018.html) から提案書様式をダウンロードし、本募集要項をよくお読みいただいた上で、「Ⅷ. 提案書の記載要領」（55～69 ページ）の説明を参考に記入してください。

専門的になりすぎず平易な表現で、できるだけ客観的な記述を心がけてください。

(3) 提案書の提出

「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」への応募は、提案者ご自身から直接応募していただきます。必要事項を記載した提案書を e-Rad へアップロードしてください。

4. 応募要件（研究倫理教育）

応募時に研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが必須です！！

修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。応募時は研究代表者のみで構いません。詳しくは、「Ⅵ. 1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」（28～30 ページ）や提案公募 Q&A（47～49 ページ）をお読みください。

5. 重複応募について

(1) 1 人の方が研究代表者として応募できる提案は、1 件のみです。

(2) 現在、社会技術研究開発の研究代表者は、応募はできません（当該研究開発の実施期間が平成 30 年度以内に終了する場合を除く）。

※他の戦略的創造研究推進事業（CREST、さきがけ、ACT-I）と重複して応募することはできません。

6. 応募の要件等

プロジェクトの研究代表者となる方に自ら提案していただきます。応募の要件は以下のとおりです。応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

※ 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、提案書の不受理、ないし不採択とします。

※ 応募要件は、採択された場合、当該プロジェクトの全実施期間中、維持される必要があ

ります。実施期間の途中で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究開発プロジェクトの全体ないし一部を中止(早期終了)します。

(1) 提案者の要件

- a. 実施者（数名～20 名程度）を統括し、構想を実現するためにリーダーシップを持って自らプロジェクトを推進すること。
- b. 研究代表者となる提案者自らが、国内の機関に所属して当該機関において研究開発を実施する体制を取ること¹。

なお、以下のいずれかの方も、提案者として応募できます。

- ・国内の機関に所属する外国籍の方。
- ・現在、特定の機関に所属していない、もしくは海外の研究機関に所属している方で、研究代表者として採択された場合、日本国内の研究機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。
- ・現在、海外に在住している日本人であって、研究代表者として採択された場合、自らが国内の機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。

※民間企業等の大学等以外の研究機関に所属されている方も対象となります。

※不適正経理及び研究活動における不正行為にかかる申請資格の制限等に抵触していないこと。

- c. プロジェクトの全実施期間を通じ、責任者としてプロジェクト全体に責務を負えること。詳しくは、「V. 6. 研究代表者及び主たる実施者の責務」（23～25 ページ）をご参照ください。例えば、プロジェクトの実施期間中、日本国内に居住し、海外出張その他の理由により、長期にわたってその責任を果たせなくなる等の事情が無いこと。
- d. 所属機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを提案締切までに修了していること。詳しくは、「VI. 1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」（28～30 ページ）をご参照ください。
- e. 応募にあたって、以下の 4 点を誓約できること。
 - ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）の内容を理解し、遵守すること。
 - ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）の内容を理解し、遵守すること。
 - ・研究提案が採択された場合、研究代表者及び研究開発実施者は、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）並びに研究費の不正使用を行わないこと。
 - ・本提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

¹ 「国内の機関」とは、国内に法人格を持つ大学、国立研究開発法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、地方自治体等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。詳しくは、「V. 7. 実施機関の責務等」（25～27 ページ）を参照してください。

※ 上記は e-Rad の応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

(2) 実施機関の要件

実施機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分確認し、関係する国の法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。「V.7. 実装機関の責務等」(25～27 ページ) に掲げられた責務が果たせない実施機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している実施機関の事前承諾を確実に得てください。

7. お問い合わせ等

(1) 募集要項の掲載・提案書の提出先等

募集要項 及び 最新情報	社会技術研究開発センター 提案募集ウェブサイト http://ristex.jst.go.jp/proposal/current/proposal_2018.html
募集要項 及び 提案書の提出	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ウェブサイト https://www.e-rad.go.jp/

(2) お問い合わせ

募集内容について 制度・事業、提出書類の作成・提出に関する手続き等	JST 社会技術研究開発センター (募集担当) 原則として電子メールでお願いします E-mail : boshu@jst.go.jp Tel. 03-5214-0133 (受付時間 : 10:00～12:00・13:00～17:00 / 土日祝除く)
府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について 実施機関・実施者の登録、e-Rad の操作方法等	e-Rad ヘルプデスク Tel. 0570-066-877 (ナビダイヤル) (9:00～18:00 / 土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

※採否を含む審査状況に関する問い合わせに一切回答できません。

※提案書受付期限日 (提案締切日) は非常に混み合います。余裕を持ってお問い合わせください。

Ⅱ. 募集・選考にあたっての領域総括の考え方

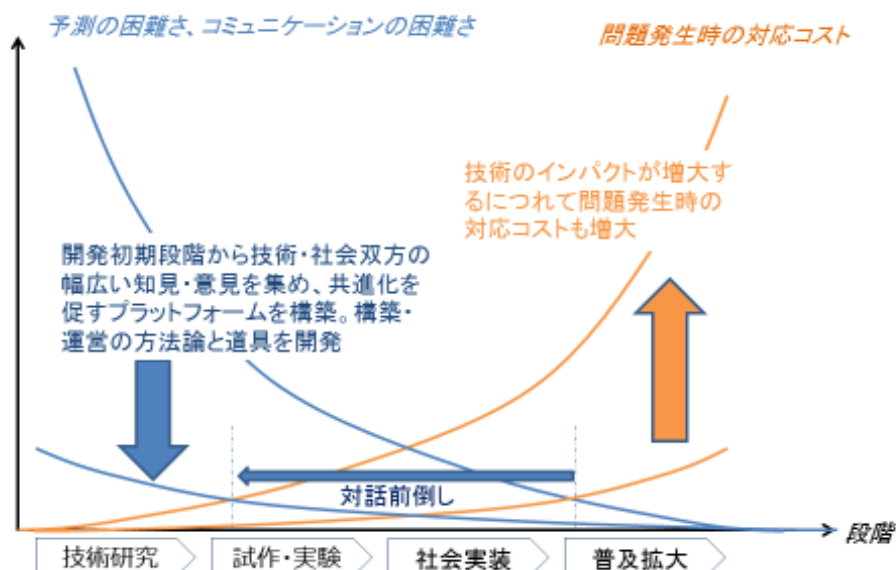
領域総括：國領 二郎 慶應義塾大学総合政策学部 教授

本領域の活動も3年目を迎えました。初年度及び2年目の学びを踏まえて、新たなメンバーをお迎えし、さらに充実した活動を進めていきたいと願っています。

根幹の問題意識は不変です。近年急速に発展する情報技術に対して、社会的にその利便性に対する大きな期待がある一方で、その潜在的な負の側面に不安感が持たれている課題に応え、技術が社会と「なじみ」ながら、ともに進化していく状態を生み出すことです。そのサイクルを実現するためには、技術の持つ潜在的な社会的含意を早期に発見し、初期段階で開発者にフィードバックを行うことで、より社会的に「筋のよい」技術を育てることが必要です。逆に、技術の側からも、子供を含む一般の人々、政策担当者、企業経営者などに技術の特性に対する正しい理解を深め、その安全な活用の仕方について能力を高めていただく努力が必要です。このことをこれまで、「技術をめぐる多様なステークホルダーの間に、技術の萌芽段階から有効な対話を行うことで、情報技術を人間に真に貢献するものとして進化させることが可能だろう」と思っています。また、逆に社会に向けて各種技術に関する情報提供（リスクコミュニケーションも含め）や技術リテラシー教育を進めることで、社会として技術を受け入れたり、活用したりする能力や意識も高めることも可能だと考えます。つまり人も技術も相互作用しながら変化を続けるものであることから、その双方への働きかけが可能であるというのが基本認識です。技術を社会的に配慮あるものにする努力と、人間の技術を活用する能力の向上の2つが合わさって、人間と技術が『なじんだ』状態を作ることができれば」と表現させていただきました。この基本的な考え方は踏襲いたします。



「人と情報のエコシステム」領域の狙い



そのような技術と社会の「対話」を言うのは易いのですが、現実にはさまざまな困難が存在します。対話の基盤となるコミュニケーションのための言語や方法論が必ずしも整備されていないからです。たとえば、AI がもたらす正負の帰結がありますが、その果実に対する「権利」や、災禍への「責任」などを考えないといけません。そのためには権利とは何か、責任とは何かが理解されていなければいけませんし、技術にどんな仕組みを持たせれば、それらが担保されるか、技術側と社会側が共通の理解をもっていないと議論が成立しません。また、技術、社会の双方に対話の訓練を受けた人間を育てる必要もあるでしょう。そんな対話の課題をさまざまな取り組みを通じて解決していくのがこの領域の使命だと考えています。

本領域が対象とする技術と社会課題は前年度を踏襲します。AI などの情報技術を使った機械が、製作者たる人間の直接的介在なく自律的に学習・判断・自己再生産などを行うと考えられる範囲が拡大しています。これにともなって、本領域の対象は「機械と人間からなるシステムにおける人間の役割の根本的再検討が求められるようになってきていることに伴う社会的課題への対応」とすることとします。なお、「製作者の意図から独立した機械の自律性は存在するのか、そもそも自律性とは何か」といった根源的な問いについては、否定する議論、肯定する議論を含め様々な議論が存在します。このような問いに関する概念の構築や、その技術的・社会的含意の検討も本領域の対象に含まれるものとします。

また昨年度に引き続き、共進化プラットフォームの具体的な要素で、領域として特に開発を行いたい次を特定させていただきます。すなわち「情報技術の開発に社会的要請をフィードバックするための方法論」、「リテラシー向上のための方法論」、「技術進歩に政策立案者や経営者が対応して制度設計・経営を行う仕組み」、「技術と社会の対話のプラットフォーム構築」、「技術と社会の対話の共通基盤となる概念の構築」です。それぞれについて、技術開発の実践を通じて行っていただくことを歓迎いたしますが、目的はあくまでも汎用的なモデルとして共進化実現の方法論や道具を後に残していただくことになります。

そして手薄になっているテーマや、基盤的概念検討、そして求められているアウトプットに答えるプロジェクトの重点的募集です。例えば、テーマでは、法と経済、安全などがあります。基盤的な概念検討という観点では、人間と機械の共生的関係（なじみ）構築を考える上での概念構築に役立つプロジェクトなどがあげられます。アウトプットについては、領域の想定しているアウトプットの活用が期待される人（IT 開発者、市民・ユーザー、ビジネスモデル設計者、政策立案者）向けのリテラシー向上プログラムの提案があると有難いと思っています。市民・ユーザー向けの雑誌の創刊、などといったものでも結構ですし、政策立案者や IT 開発者向け教育プログラムやその持続的なビジネスモデルといったものでも結構です。

必要な知を生み出す研究者のコミュニティ形成は引き続き本領域最大の関心事です。理工系研究者と人文社会学者が一体となって、人と情報技術が共生するエコシステム構築に必要な研究を進めていくプラットフォーム形成を進めていくための具体的提案を募集したいと思います。例えば、前述の雑誌の創刊や教育プログラムはプラットフォーム形成にも寄与すると思います。

これら以外の提案もちろんお受けいたしますが、これまで手薄になっている分野を重

点的に募集したいと思います。

なお、本研究開発領域においては、個々の研究開発プロジェクトは、自ら設定した個別の課題に取り組むとともに、他の研究開発プロジェクトや領域全体の共進化プラットフォームと相互作用することで、新しい秩序を生み出す活動に参加していただきます。そのためにも、本研究開発領域では、領域総括および領域アドバイザーが研究開発の進捗状況や成果を常時把握し、研究代表者らと一体となって活動を行うことで、ダイナミックで機敏なマネジメントを実施していきます。この点も他の補助金制度による助成とは異なりますので、ご理解の上ご応募いただくようお願いいたします。

Ⅲ. 研究開発領域の概要

1. 研究開発領域の背景・意義

「人と情報のエコシステム」研究開発領域（以下本領域という。）は、ビッグデータを活用した人工知能、ロボット、IoTなどの情報技術の急速な進歩を背景としています。具体的にはコンピューターネットワークの能力が加速度的に向上し、情報・人・組織・物流・金融など、あらゆる「もの」が瞬時に結び付く中、ディープラーニング技術の開発や人工知能技術の高度化により大量データの高度活用が可能になりはじめています。

「第5期科学技術基本計画」では、超スマート社会（Society5.0）が重要なテーマとして掲げられ、国としても「人工知能技術戦略会議」の下、文部科学省・経済産業省・総務省の三省が連携し研究開発を一体的に推進していく取組が始まり、人工知能の研究開発目標と産業化ロードマップがとりまとめられました。JSTでは、文部科学省が「AIPプロジェクト（人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト）」に関して設定した戦略目標を受け、「CREST」および「さきがけ」に研究領域を設置、さらに若手研究者向けプログラム「ACT-I（Advanced Information and Communication Technology for Innovation）」も設置し、理化学研究所に設置された「革新知能統合研究センター（AIPセンター）」と連携しつつ、情報技術の研究開発を総合的に推進するネットワークラボを構築し、戦略的な研究開発を実施しています。

こうした情報技術が社会に導入され始め、より豊かで効率性の高い社会が実現されるとの期待が高まっている一方、情報技術は「悪意に基づく事故や事件（テロ、犯罪など）」「予期せぬ事故やトラブル（セキュリティ、プライバシーなど）」「経済格差拡大や資本集中」などの様々な問題をもたらしうるとの指摘もなされています。実際、2016年11月の米国の大統領選挙では、多くのマスコミや有識者がその選挙結果を当てることができず、「フィルターバブル」（＝インターネットで触れる情報が一方向に偏った内容になる）によって、コミュニティの分断が生じていることが明らかになっています。

また、「coveillance」（＝インターネット上での相互監視）という言葉が新しく生まれたように、情報技術の発達は我々のプライバシーのあり方そのものも変化させており、今後多方面で人の生活様式を変えていくことが予想されます。

情報技術の研究開発の現場では、技術がもたらす影響について社会から事前にフィードバックを受けることがないまま実用化をすすめた結果、問題が引き起こされるケースや、技術が作られ問題が発生した後に規制がかかり、技術開発のブレーキともなりうる事例がしばしば見受けられています。

ビッグデータを活用した人工知能、ロボット、IoTといった情報技術は、社会に新たな大きな変化をもたらしうるが、現時点ではその新規性や革新性は社会の中で多様な解釈・イメージ・メタファーで語られており、その潜在的なメリットと負のリスクが不明瞭です。それゆえ、情報技術を社会の中で適切に使っていくためには、専門家だけの評価では不十分であり、研究開発の上流の段階から多様なステークホルダーの主観的意見を取り入れ、問題やテ

ーマのフレーミングの幅を広げていくことが重要となります。

このような状況への対応として、英米では、人工知能に関する研究プロジェクトやセンター（Future of Humanity Institute（FHI）、The Future of Life Institute（FLI）、Leverhulme Centre for the Future of Intelligence（CFI）、Partnership on AI等）が、人工知能と来るべき未来社会の在り方について議論を進めています。そのうちPartnership on AIは、Amazon、Apple、Facebook、Microsoft等の民間企業が創立メンバーに加わり、人工知能の利活用に関する研究活動を始めています。

我が国では、内閣府「人工知能と人間社会に関する懇談会」、総務省「AIネットワーク社会推進会議」等において、人工知能がもたらす未来社会の倫理的・法的・経済的・社会的論点の抽出や、人工知能の開発原則の策定などが実施されています。

このように、情報技術を研究開発の上流の段階から人間を中心とした観点で捉え直し、社会の理解のもとに技術と制度を協調的に設計していく試みの必要性が高まっているが、そういった試みに対応するための継続的な機会や場の創出、方法論や機能の確立、人材の確保といった点は十分に措置されていないのが実状です。

以上より、情報技術の進展がもたらす問題に適切に対処していくために、情報技術と人間・社会との共生を促す相互作用機能の構築を目指した社会技術研究開発を推進します。本領域では、「人と情報のエコシステム」を設計し、情報技術と人間のなじみ²のとれた社会を目指します。

2. 研究開発領域の目標

本領域における具体的な目標は以下のとおりです。

情報技術と人間のなじみがとれている社会を目指すために、情報技術がもたらすメリットと負のリスクを特定し、技術や制度へ反映していく相互作用の形成を行います。具体的には、

- ① 情報技術がもたらしうる変化（正負両面）を把握・予見し、アジェンダ化することで、変化への対応方策を創出します。
- ② 情報技術の進展や各種施策に対し、価値意識や倫理観、また現状の制度について検討し、望まれる方向性や要請の多様な選択肢を示します。

² 「情報システムとは、組織体（または社会）の活動に必要な情報の収集・処理・伝達・利用にかかわる仕組みである。広義には人的機構と機械的機構とからなる。コンピュータを中心とした機械的機構を重視したとき、狭義の情報システムとよぶ。しかし、このときそれがおかれる組織の活動となじみのとれているものでなければならない。」（浦昭二ほか「情報システム学へのいざない」培風館、1998）

①②のような、問題の抽出、多様なステークホルダーによる規範や価値の検討、それに基づく提示や提言までをサイクルとみなし、その確立のための研究開発を行います。

また、このような社会と技術の望ましい共進化を促す場や仕組みを共創的なプラットフォームとして構築することを目指し、その機能のために必要な技術や要素も研究開発の対象とします。

プラットフォームとは、ここでは社会と技術の望ましい共進化を促すために必要な「多様な主体の協働を促進するコミュニケーションの基盤となる道具や仕組み³」を指し、領域活動を通じて、情報技術と人間・社会が相互作用しながら進化していくための共進化プラットフォームを構築していきます。共進化プラットフォームの構築のための構成要素は、現時点では以下の3点に整理されます。

- ・概念構築と課題の整理：情報技術と人間・社会の共進化を検討する上で必要とされる概念の構築や、情報技術がもたらす課題の整理等。
- ・コミュニティ形成：情報技術と人間・社会の共進化を検討するための人材のネットワーク化と若手研究者の育成等。
- ・ツール開発：領域全体のアウトプットとして想定される「情報技術の開発に社会的要請をフィードバックするための方法論」、「リテラシー向上のための方法論」、「技術進歩に政策立案者や経営者が対応して制度設計・マネジメントを行う仕組み」、「技術と社会の対話のプラットフォーム構築」「技術と社会の対話の共通基盤となる概念構築」を創出する上で必要なツールの開発。

共進化プラットフォームは、領域終了後にこうした分野の検討を継続的に実施できる場として機能することが期待されます。

3. 取り組むべき研究開発プロジェクトの概要

3.1 研究開発の対象

AIなどの情報技術を使った機械が、製作者たる人間の直接的介在なく自律的に学習・判断・自己再生産などを行うと考えられる範囲が拡大しています。本領域の対象は「機械と人間からなるシステムにおける人間の役割の根本的再検討が求められるようになってきていることに伴う社会的課題への対応」とすることとします。機械にはロボットなどのハードウェアをもつもの以外に、純粋なソフトウェアも含まれることとします。なお、「製作者の意図から独立した機械の自律性は存在するのか、そもそも自律性とは何か」といった根源的な問いについては、否定する議論、肯定する議論を含め様々な議論が存在します。このような問いに関する概念の構築や、その技術的・社会的含意の検討も本領域の対象に含まれるものとします。

³ 國領二郎「ソーシャルな資本主義 つながりの経営戦略」日本経済新聞出版社、2013

また、本領域は、以下の研究開発は対象としません。

- ・人工知能、ロボット、IoT 等の技術そのものの研究開発
- ・社会の問題を情報技術を用いて解決するための研究開発
- ・自律的な学習・判断・自己再生産などを伴わない情報技術全般を対象とした研究開発

3.2 対象とする人と社会

本領域が対象とする人と社会は、個々の研究開発プロジェクトによって異なっており、対象とする情報技術が影響を及ぼす（可能性のある）ステークホルダーを想定する必要があります。特に研究開発のアウトプットの活用が期待される人々（受け手）を明確にする必要があります。研究開発プロジェクト実施時には、できる限り多くのステークホルダーが関与することが期待されます。

また、「情報技術と人間のなじみがとれた社会」とはどんな状態なのか、どうあるべきなのかを検討する必要があります。その際、情報技術と同様に人や社会も変化していくものとして捉え、既存の社会の規範や法、制度、思い込みを含む価値観を再検討するプロセスが求められます。

3.3 研究開発のアウトプット

領域全体として領域終了後には、技術と社会の共進化プラットフォームを構成する、以下の1～5の具体的なアウトプットが創出されることを想定しており、研究開発プロジェクトはこれらのアウトプットへの貢献が期待されます。なお、これらは現時点でのアウトプットの想定であり、これらのうちの複数のアウトプットに関わるものや、ここにあげられていないアウトプットに取り組むことは十分想定されます。

1：情報技術の開発に社会的要請をフィードバックするための方法論

情報技術に対する多様な人々の評価を情報技術の人間中心設計に反映させるための方法論の開発。他の競争的資金にて具体的な情報技術を開発しているなど、フィールドに即した協働の試みに基づいて方法論が抽出されることが望ましい。

（研究開発の例）

- ・技術開発と同時進行でテクノロジーアセスメントを実施し、その成果を社会に効果的に伝える仕組みのあり方の検討
- ・人間中心視点で情報技術と人間が「なじんだ」状態を抽出し、それを情報技術の開発現場にフィードバックするための方法論の検討
- ・情報技術と人間・社会が共進化するための指標やガイドラインの開発

2：リテラシー向上のための方法論

情報技術が浸透する社会における、市民・ユーザー・ビジネスモデル設計者・政策担当者などの情報技術利活用のリテラシーと情報技術開発者の社会リテラシーを向上させるための基盤開発。言語を使用した伝達のみならず、アートやゲームなど非言語を用いた方法論も

検討の対象とする。

(研究開発の例)

- ・ 市民・ユーザー・ビジネスモデル設計者・政策担当者など情報技術を活用する人の情報技術の特性の理解力や活用能力を高めるための仕組みの開発
- ・ 自律性の高い情報技術を開発する研究者が予め受講すべき ELSI 講習のモデルや教材の開発
- ・ 技術者、制度設計者に的確なフィードバックを与える人文社会学者やユーザーの能力開発プログラムの開発
- ・ 情報技術開発者や人文社会学者が、技術のもつメリットやリスクをユーザーに的確に伝えるためのコミュニケーション技術や社会的要請に迅速に対応するための能力開発プログラムの開発

3：技術進歩に政策立案者やビジネスモデル設計者が対応して制度設計・マネジメントを行う仕組み

情報技術開発のスピードに対応した制度設計を行うための仕組みの開発。イノベーションを阻害しないための制度設計の仕組みの開発。

(研究開発の例)

- ・ 人工知能が雇用に与える影響をアセスメントし、その結果を人事制度・人材育成やビジネスモデル創出に反映するための研究開発、あるいは、その結果を雇用政策や所得の再分配のための制度設計に反映するための研究開発
- ・ 技術発展に対応するルール・制度設定及び実施のメカニズム

4：技術と社会の対話のプラットフォーム構築

技術と社会の共進化のために必要なプラットフォームの構築と対話に参加しうる人材の組織化。

(研究開発の例)

- ・ プロジェクトから創出された成果を活用することが期待される人に適切に伝える等、技術と社会の共進化を促すプラットフォームの構築
- ・ この分野に関わる研究者（採択したプロジェクトも含めて）が交流するためのツールや場作り、次世代の人材育成の実践

5：技術と社会の対話の共通基盤となる概念の構築

情報技術と人間・社会の共進化を検討する上で必要とされる概念の構築。情報技術開発者、人文・社会学者・情報技術利用者（潜在的ユーザー含む）・ビジネスモデル設計者・政策担当者などの対話を促進するための概念や共通言語の形成。

(研究開発の例)

- ・ 「製作者の意図から独立した機械の自律性は存在するのか、そもそも自律性とは何か」といった根源的な問いに関する概念の構築や、その技術的・社会的含意の検討
- ・ 情報技術と人文・社会科学が連携するために必要な共通言語や基盤的概念の構築

- ・ 宗教や文化的背景のコンテキストの違いから生じる固有の問題の抽出と技術開発への反映のための方法論の開発

3.4 研究開発領域が目指す社会像

本領域が領域全体として目指すアウトプットは、社会と技術の共進化を促すプラットフォームの構築であるが、領域が目指す「情報技術と人間のなじみがとれている社会」は領域終了後の取組みによって形成されます。つまり、本領域で形成された共進化プラットフォームは、領域終了後も継続されることによって確立・定着することが必要です。

3.5 研究開発領域運営側の取り組みについて

研究開発目標を達成するため、公募にてプロジェクトを採択する方法に加え、プロジェクトと協働して領域運営側も下記項目に取り組むことを想定しています。

- ・ 研究成果の社会への効果的な発信
- ・ 研究成果の担い手との連携
- ・ JST 内外の関連事業との連携
- ・ 国際連携推進

4. 研究開発領域の設置期間

- ・ 設置期間は、平成 28 年度から平成 33 年度の延べ 6 年間を想定
- ・ 初年度、2 年度目、3 年度目に、数件の新規研究開発プロジェクトの採択を想定

5. 研究開発の種別・規模

本領域では、領域目標の達成に共に取り組む研究開発の実施者を広く募り、研究開発プロジェクトを実施します。各年度数件の新規の研究開発プロジェクト等の採択を想定します。

■ 研究開発プロジェクト

本領域の目標達成に向けて、「3-3. 研究開発のアウトプット」の創出に取り組む研究開発を実施するもの。それらが有効であることを実証しようとする取り組みが求められます。

◇ 予算規模（直接経費）：1 プロジェクト 数百万円から 10 百万円程度（上限目安 20 百万円）／年（12 ヶ月）

研究開発プロジェクトの内容及び採択方針に応じて、柔軟に取り扱う。

◇ プロジェクトの期間：当初は、原則として 3 年以下

なお、3 年度目に評価を行い、実装段階にあるプロジェクトや自律的実装の可能性の高いプロジェクトを最大 1 年間延長する場合があります。また、研究開発の進捗等に応じて適宜、適正化を図るとともに、体制の構築が進まない等、目標達成の可能性が

低いと判断された場合は期間途中で終了する場合があります。

- ※ JST は委託研究契約に基づき、原則として研究開発費（直接経費）の 30% を上限に間接経費を委託研究費として研究機関に支払います。詳細は、「V 5. 研究開発費」を参照してください。

6. 研究開発領域のマネジメント

- ① 領域運営の責任者として領域総括を設置し、マネジメントを行います。
- ② 領域総括に対し専門的助言を行う領域アドバイザーを設置します。領域アドバイザーは研究者のみならず、産学官市民のバランスに配慮して選出します。
- ③ 領域総括、領域アドバイザー、事務局が一体となり、研究開発プロジェクト等の募集・選考を実施するとともに、効果的な領域の運営に必要な会議や関係者の交流を行います。
- ④ 領域総括は、必要に応じて、研究開発費の調整や研究開発プロジェクト等の統廃合を含む見直しを行います。
- ⑤ 領域運営は、社会の状況、領域における各研究開発プロジェクト等の進捗状況に応じて、募集選考方針における重点化や変更も含め、柔軟に対応します。また、最終的に複数の成果を統合し情報技術と社会の共進化を促すプラットフォームを提示できるよう、あらかじめ各年度の募集テーマを重点化する等、戦略的に公募を実施します。
- ⑥ 領域内の研究開発プロジェクト等を横断・俯瞰する取り組みや社会への提言等、領域としての活動を積極的に行います。
- ⑦ アウトリーチ活動（成果報告会等のシンポジウム、WEB 等での情報発信等）を積極的に行います。
- ⑧ 外部関与者との人的ネットワークを構築する。成果の将来的な普及・定着を視野に入れ、国・自治体・企業・NPO・学会等、関連する機関との連携を様々なレベルで行うことができるよう、積極的に働きかけます。

なお、上記のマネジメントに際しては、RISTEX の中での本領域の役割・位置付け等を踏まえ、RISTEX 内の他の取り組みとの効果的な連携が保てるよう、本領域の進捗状況や成果に関する情報共有を図ります。

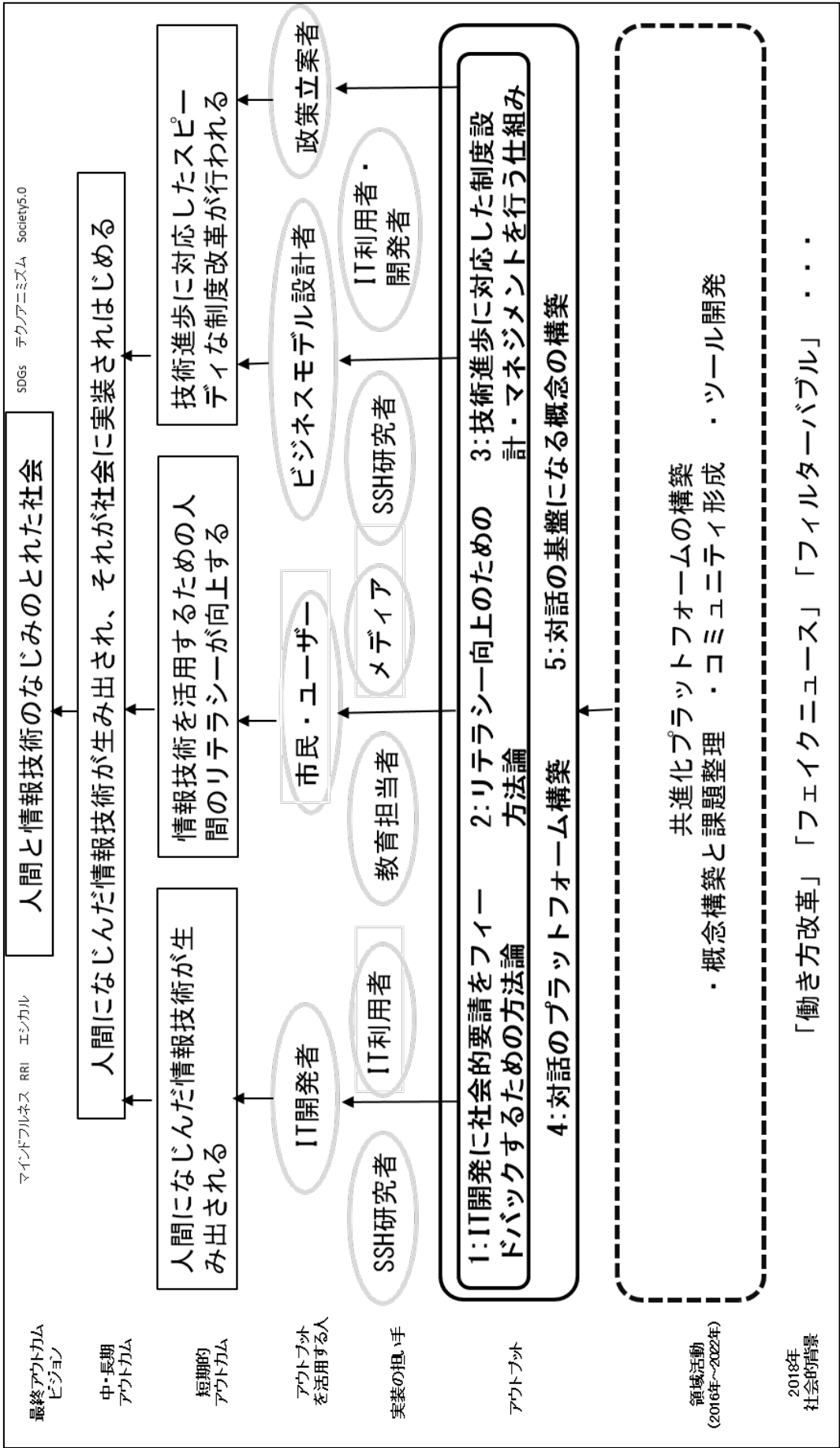
7. 研究開発の評価

- ① 研究開発領域の評価
 - ・ 研究開発領域については、一定期間経過した時点（中間時、終了時）で評価を実施します。
- ② 研究開発プロジェクト等の評価
 - ・ 提案は、領域総括が領域アドバイザー等の協力を得て選考を行います。
 - ・ 全ての研究開発プロジェクトについて、事後評価及び追跡調査を実施します。

- ・ 3年度目に評価を実施し、実装の可能性が高い研究開発プロジェクトは最大1年延長することがあります。

8. 研究開発領域のストーリー

次ページに本領域が目指すストーリーを図式化したロジックモデルを示します。このモデルは2018年4月時点でのテーマのイメージであり、今後領域を運営していく中で更新していく予定です。必ずしもこれにとらわれる必要はありませんが、参考にしてください。



図：研究開発領域のストーリー

IV. 選考及び採択

1. 選考のプロセス

選考は、提案書に基づく書類選考とその合格者に対する面接選考を行い、「3. 選考にあたっての主な評価項目」を基に総合的に判断します。

- (1) 書類選考の結果、面接選考の対象となった提案者には、その旨を書面で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてお知らせします。面接選考では、提案者（研究代表者）に自らプロジェクトの構想を説明していただきます。
- (2) 書類選考、面接選考の結果については、採否にかかわらず、その都度、提案者（研究代表者）に通知します。
- (3) 選考スケジュールは「Ⅰ. 2. 選考スケジュール」を参照してください。日程の詳細、変更等については、RISTEX の提案募集ウェブサイトにて随時お知らせします。

2. 選考体制

選考は、領域総括が領域アドバイザー等の協力を得て行います。その結果に基づいて、JST は研究代表者及びその実施するプロジェクトを選定します。また、必要に応じて外部レビュアーの協力を得ることがあります。

公正で透明な選考を行う観点から、JST の規定に基づき、提案者に関して、下記に示す利害関係者は評価に加わらないようにしています。

- a. 提案者と親族関係にある者
- b. 提案者と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者
- c. 提案者と緊密な共同研究を行う者
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者のプロジェクトの中での研究分担者等、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- e. 提案者のプロジェクトと直接的な競争関係にある者
- f. その他 JST が利害関係者と判断した場合

3. 選考にあたっての主な評価項目

選考にあたっては、以下のような観点を重視しながら（「Ⅱ. 募集・選考にあたっての領域総括の考え方」及び「Ⅲ. 研究開発領域の概要」）、本領域の目標達成に向けて、「研究開発のアウトプット」とのポートフォリオのバランスを含め、総合的に検討した上で判断します。

A：領域が目指すアウトプットへの貢献

- ・ 研究開発領域の趣旨を踏まえた提案であり、領域のアウトプット（1～5）への貢献が明確である。
- ・ プロジェクトから創出されうる成果を活用する人が明確に示されている

B：必要性・オリジナリティ

- ・ 具体的な研究開発の対象とその社会背景が適切に提示されている。また、プロジェクトを実施することで生み出される効果が明確に提示されている。
- ・ 関連する国内外の研究開発や RISTEX における研究開発など、類似の取り組みの動向を整理した上でプロジェクトの意義が述べられ、オリジナリティのある提案となっている。

C：計画の妥当性

- ・ 目指す目標がアウトカムも含めて適切に設定されている。
- ・ 目標の達成に向けて妥当な研究開発計画となっている。
- ・ 情報技術の進展や社会の動向に対応した適切な研究開発計画となっている。
- ・ 多様な関係者からフィードバックを受ける計画になっている。また、研究開発の節目において、公表等を行い外部から適切に意見を集め改善すべき点を是正できる計画になっている。

D：実施体制の妥当性

- ・ 研究提案者は、プロジェクト遂行のための実績を有している。構想の実現に必要な手がかりを得られている。スケジュール（マイルストーン：目標達成に向けて節目となる行程や指標）が適切に設定されている。
- ・ 適切な実施体制である。研究グループは構想の実現のため必要であり、目標の達成のため大きく貢献できる十分な連携体制が構築されている。
- ・ 多様な関係者の参画があり、研究開発終了後の発展も視野にその協働の方法が示されている。
- ・ 構想を実現する上で予算規模や予算配分が適切である。
- ・ 機動的且つ効果的なプロジェクト・マネジメントが期待できる。

E：成果のインパクトとその展開可能性

- ・ 得られる成果の社会的インパクトが大きい。
- ・ 得られる成果は立法府・行政府における制度等の立案のエビデンスとして明確かつ有効な内容となっている。
- ・ プロジェクトから創出される成果が、将来的に他の情報技術や組織等への展開、あるいは他の事象への横断的な展開が可能である等、広く社会一般に活用できるものである。
- ・ プロジェクト終了後の成果の普及・展開の道筋が、プロセス、実施主体、経済的な持続性・効率性、ステークホルダーのニーズ等の観点から明確に示されており、時代の変化に柔軟に対応できる体制となっている。

（加点要素） 以下の点についても、加点要素として評価の対象とします。

- ・ JST 内外の関連する他の研究開発プロジェクトとの連携が期待できる。
- ・ 情報技術開発において他の競争的資金等を取得している。
- ・ 世界標準を視野に入れるなど、海外連携や国際発信が積極的に行われることが期待できる。

※提案書の各様式に不備がある場合には、審査対象とならない可能性があります。

※研究開発費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうかも選考の要素となります。詳しくは、「VI. 3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置」を参照してください。

V. 社会技術研究開発における研究開発の推進方法

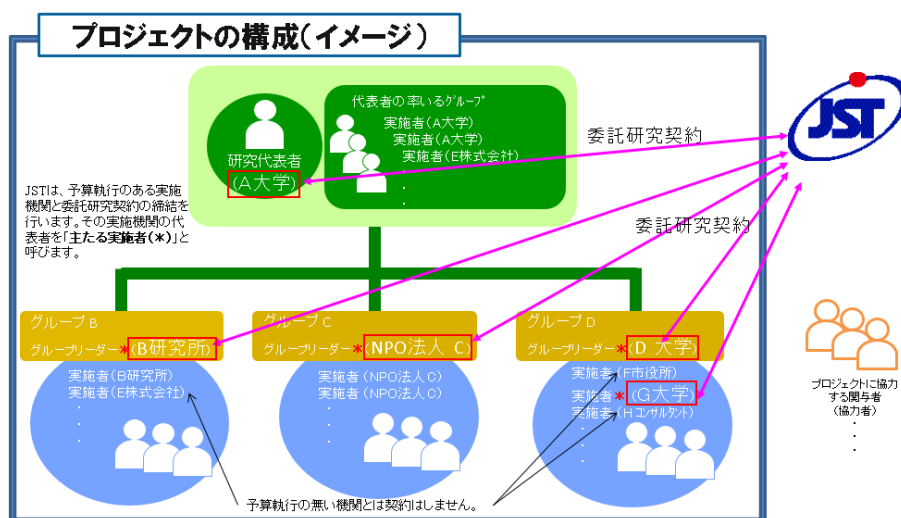
1. 実施計画

- (1) 採択後、研究代表者には、プロジェクトの全実施期間を通じた「全体研究開発計画書」を、また、年度毎に「年次研究開発計画書」を作成します。研究開発計画には、研究開発費や研究開発実施体制が含まれます。なお、提案された研究開発費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究開発費は、研究開発計画の策定時に領域総括の確認、承認を経て決定します。
- (2) 研究開発計画（全体研究開発計画書及び年次研究開発計画書）は、領域総括の承認を経て決定します。領域総括は領域アドバイザーの助言を踏まえ、研究代表者との意見交換、日常のプロジェクトの進捗把握、サイトビジット等の現地調査、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて研究代表者に対する指示を行います。
- (3) 領域総括は、本領域全体の目的達成等のため、プロジェクトの計画の決定にあたって、プロジェクト間の調整を行う場合があります。

※研究開発計画で定める研究開発実施体制及び研究開発費は、領域総括による領域のマネジメント、本事業全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直しされることがあります。

2. 実施体制

- (1) 研究代表者を中心として研究開発活動を進めます。研究代表者には、構想を実現するために、問題解決に取り組む人々と研究代表者とが協働する集団（グループ：数名～20名程度）を編成し、研究開発を実施します。
- (2) プロジェクトには、研究代表者の所属する機関の実施者のみならず、他の機関に所属する実施者を含めることも可能です。
- (3) JST は、予算執行のある実施機関と委託研究契約を締結します。その実施機関の代表者を主たる実施者と呼びます。
- (4) 研究開発推進上の必要性に応じて、新たに実施者（あるいはその補助者等）を研究開発費の範囲内で雇用し、プロジェクトに参加させることが可能です。



3. 実施拠点

実施者の所属する機関を拠点として実施することを原則とします。

4. 委託研究契約

- (1) 採択後、原則として JST は研究代表者及び主たる実施者の所属する機関との間で委託研究契約を締結します。
- (2) 実施機関との委託研究契約が締結できない場合や、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該実施機関では研究開発が実施できないことがあります。詳しくは、「7. 実施機関の責務等」(25～27 ページ) を参照してください。
- (3) 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を実施機関が遵守すること等を条件として、原則として実施機関に帰属します。ただし、海外の実施機関に対しては適用されません。

（補足） 委託事業と補助事業の違い

本事業は JST が機関と委託研究契約を締結することにより実施する「委託事業」です。「委託事業」とは、本来、国等（本事業においては JST）が行うべき事業について、国等が自ら実施するよりも大学・企業等他の主体が実施した方がより大きな効果が得られると思われる場合に、契約により他の主体に実施を委ねることです。この場合、受託者は委託研究契約及び委託研究契約事務処理説明書に基づき受託業務を適正に実施する義務があり、委託者はその実施状況を確認します。

これに対し「補助事業」とは、本来大学・企業等が実施している事業について、一定の公共性が認められる場合に申請に基づき国等がその経費の一部を負担するものです。この場合、補助金の交付を受けた側が主体的に事業を実施します。

5. 研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、研究開発費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30 %）を加え、委託研究費として実施機関に支払います。また、委託研究契約書や委託研究契約事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL に掲載されている「委託研究契約事務処理説明書」等をご覧ください。

JST 委託研究契約事務処理説明書

<http://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

文部科学省 府省共通経理取扱区分表

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1311601.htm

(1) 研究開発費（直接経費）

研究開発費（直接経費）とは、プロジェクトの実施に直接必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

	項目	支出対象及び留意点
直接経費	物品費	新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費
	旅費	研究代表者・主たる実施者や研究計画書記載の実施者等の旅費、当該研究の遂行に直接的に必要な招聘旅費等
	人件費・謝金	人件費：実施者（研究代表者・主たる実施者を除く）の人件費 謝金：講演依頼謝金等
	その他	研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等

なお、以下の経費は研究開発費（直接経費）として支出できません。

- ・本プロジェクトの目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの

(2) 間接経費

間接経費とは、研究開発の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究開発費（直接経費）の30%が措置されます。実施機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/平成26年5月29日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

(3) 複数年度契約と繰越制度

JSTでは、研究成果の最大化に向けた研究開発費のより効果的・効率的な使用及び不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています。なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なるほか、実施機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります。

6. 研究代表者及び主たる実施者の責務

(1) 研究代表者や主たる実施者は、JSTの研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

(2) 研究代表者や主たる実施者には、提案したプロジェクトが採択された後、JSTが実施す

る説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

- a. 募集要項等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. JST の研究開発費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用）、研究開発費の不正な使用などを行わない。
- c. 参画する実施者等に対して、研究開発活動における不正行為及び研究開発費の不正な使用を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（CITI Japan e-ラーニングプログラム）の受講について周知徹底する。詳しくは、「VI. 1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」（28～30 ページ）をご参照ください。

また、上記 c. 項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

- (3) 研究代表者および実施者は、研究開発上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（CITI Japan e-ラーニングプログラム）を修了することになります。

(4) プロジェクトの推進及び管理等

自らのプロジェクトの推進上必要なマネジメントや成果等について、全体の責任を負っていただきます。プロジェクト内の役割分担や責任体制を明確にした上で、プロジェクトの着実な推進や統一的な成果の取りまとめに向けて、主導的役割を果たすとともに、JST（領域総括を含む）に対する所要の計画書や報告書等の提出、評価等への対応など行っていただきます。また、領域総括が随時求める研究開発の進捗に関する報告などにも対応していただきます。

(5) 研究開発費の管理

研究代表者には、プロジェクト全体の研究開発費の管理（支出計画と進捗等）を実施機関とともに適切に行っていただきます。また、同様に主たる実施者にも、自身の研究開発グループの研究開発費の管理を実施機関とともに適切に行っていただきます。

(6) プロジェクトで雇用される実施者への配慮について

実施者、特に研究開発費で雇用する実施者の研究開発の環境や勤務環境・条件に配慮してください。

(7) 領域活動への参画

領域目標の達成に向けて、領域活動（合宿やシンポジウムを含むイベント）やプロジェクト横断型の取り組みへ積極的に参加していただきます。

(8) 研究開発成果のアウトリーチ活動について

国費による研究開発であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究開発成果の発表を積極的に行ってください。プロジェクトの実施に伴い、得られた成果を新聞・雑誌での著作、論文等で発表する場合は、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の成果である旨の記述を行っていただきます。併せて、JST が国内外で主催や後援するワークショップやシンポジウムに参加し、成果を発表していただきます。

また、RISTEX の構築する「社会の問題解決に取り組む関与者と研究者が協働するための人的ネットワーク」に参画いただき、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催等にご協力いただきます。

- (9) JST と実施機関との間の契約及び JST の諸規定等に従っていただきます。
- (10) 本事業の評価、JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。
- (11) 研究開発領域の評価（中間・事後）やプロジェクトの終了後一定期間を経過した後に行われる追跡調査に際して、情報提供やインタビュー等へ対応していただきます。

7. 実施機関の責務等

実施機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない実施機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての実施機関の事前承諾を確実に得てください。

- (1) 実施機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。

また、委託研究契約書、委託研究契約事務処理説明書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該実施機関での研究開発が適正に実施されないと判断される場合には、当該実施機関における研究開発の実施は認められません。

最新の委託研究契約書の雛形については、以下の URL をご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/contract/download/h30/h30sens201keiya180401.pdf>

- (2) 実施機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定/平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、実施機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、実施機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（VI. 6. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について（35～36 ページ））

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

- (3) 実施機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、実施機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、実施機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（VI. 7. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について（36～39 ページ））

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- (4) 実施機関は、研究開発実施者に対して、上記(2)、(3)記載のガイドラインの内容を十分

認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を修了させる義務があります。

- (5) 実施機関は、研究開発費の執行にあたって、柔軟性に配慮しつつ、実施機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める委託研究契約事務処理説明書等により、本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります（科学研究費補助金を受給している実施機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、実施機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です）。

- (6) 実施機関は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権が実施機関に帰属する旨の契約を研究開発実施者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規定を整備する必要があります。特に実施機関と雇用関係のない学生が研究開発実施者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究開発の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が実施機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権等の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

研究開発の成果に係る知的財産権について、JST との契約期間が終了した後も産業技術力強化法第 19 条に関連した JST への通知や申請といった報告義務は継続されます。実施機関にて適切な管理と報告体制の整備をお願いします。

- (7) 実施機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- (8) 実施機関は、事務管理体制及び財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究開発費の縮減等の措置に従う必要があります。
- (9) 実施機関が、国又は地方公共団体である場合、当該機関が委託研究契約を締結するに当たっては、実施機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。
- (10) 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取り組みの一環として、JST は、新規採択の研究開発プロジェクトに参画し、かつ実施機関に所属する実施者に対して、研究倫理に関する教材の受講及び修了を義務付けることとしました（受講等に必要の手続き等は JST で行います）。実施機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。これに伴い JST は、当該実施者が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を実施機関に指示します。指示に従って研究開発費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究開発費の執行を再開しないでください。
- (11) 研究開発の適切な実施や研究開発成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲でプロジェクトに参

画する実施機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。

8. 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参加する場合

次の条件を満たす場合に、海外の実施機関に所属している方が海外の機関を拠点に実施者としてプロジェクトに参加することが可能です（研究代表者は、国内の研究機関に所属することが求められます。「I.6. 応募の要件等」（4 ページ）を参照してください）。これらの責務が果たせない実施機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての実施機関の事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究代表者の構想を実現する上で必要不可欠と判断され、海外の機関でなければ実施が困難（不可能）であること。

なお、希望される場合は、提案書（様式 9）に海外での実施が必要な理由を記載してください。

- b. 実施機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません（間接経費は直接経費の 30% 以内となります）。また、研究契約書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該実施機関での研究開発が適切に実施されないと判断される場合には、当該実施機関における研究開発の実施は認められません。
- c. 実施機関は、研究契約及び JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、実施機関の責任において適切に研究開発費の支出・管理等を行うとともに、研究開発費の支出内容を表す経費明細（国内機関の場合の収支簿に相当）を英文で作成して提出する義務があります。また、実施機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。
- d. 実施機関は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権を JST へ無償譲渡する必要があります（海外機関に対しては、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール条項）は適用されません）。これに伴い、知的財産権となり得る発明等がなされた場合には速やかに（10 営業日以内）に JST へ報告する必要があります。

※経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト⁴」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、JST が研究契約を締結すべきでないと判断する場合があります。

⁴ 経済産業省は、貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合を示すため「外国ユーザーリスト」を公表しています。

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law05.html#user-list>

VI. 応募に際しての注意事項

本章の一部は、競争的資金・公的研究費の公募要領で示すべきとされる共通的な注意事項について、一般的な用語を用いて記載しています。文中で使用される「研究」、「研究者」、「研究課題」、「研究機関」には、それぞれ本事業における「研究開発」、「研究開発実施者」、「研究開発プロジェクト」、「実施機関」が含まれるものとしてお読みください。

○本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、並びに事実の公表の措置を取ることがあります。

○関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください（主たる実施者については、申請時の受講・修了は必須とはしません）。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「(別紙) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募について」をご覧ください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e-ラーニングや研修会等の各種研究倫理教育に関するプログラム（CITI Japan e-ラーニングプログラムや JSPS 研究倫理 e-ラーニングコースを含む）を申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において CITI Japan e-ラーニングプログラムを修了している場合
JST の事業等において、CITI Japan e-ラーニングプログラムを申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていない等、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講することができます。受講にあたっては、下

記 URL から受講登録を行ってください。

(<https://edu.citiprogram.jp/jstshinsei.html>)

受講登録及び受講にかかる所要時間はおおむね1～2時間程度で、費用負担は必要ありません。受講登録後速やかに受講・修了した上で、e-Radの応募情報入力画面で、修了していること及び修了証に記載されている修了証番号（修了年月日の右隣にあるRef #）を申告してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

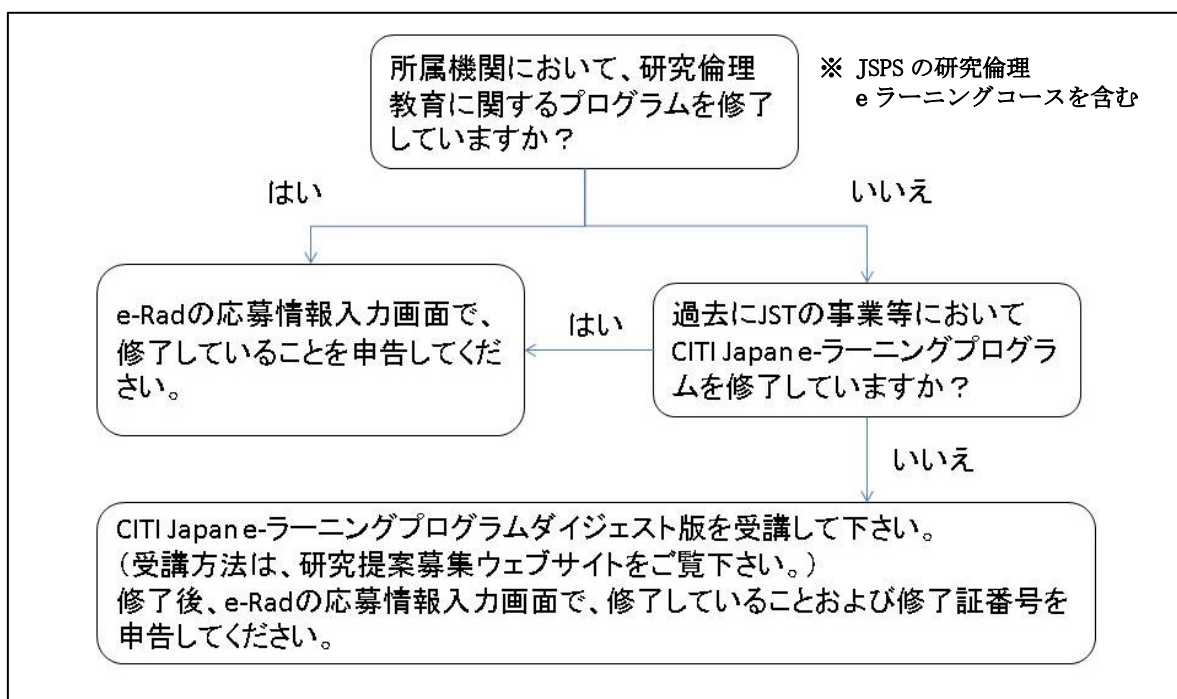
E-mail: rcr-kousyu@jst.go.jp

■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター

E-mail: boshu@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Radの課題ID、提案者名、プロジェクト名を記載してください。



研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート

なお、JSTでは、参画する実施者等に対して、「CITI Japan e-ラーニングプログラム」の指定単元⁵を受講・修了していただくことを義務づけております。採択の場合は、原則とし

⁵ JST 指定単元は、以下のウェブサイトを確認願います。

<https://www.jst.go.jp/researchintegrity/shiryo/e-learning.pdf>

て全ての実施者に受講・修了していただきます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に CITI Japan e-ラーニングプログラムの JST 指定単元を修了している場合を除きます）。

2. 提案書記載事項等の情報の取り扱い

○提案書の取扱い

提案時に提出される書類等に含まれる情報は、研究課題採択のための審査に利用します。また、研究提案書は、個人が特定されない形で、JST の事業運営に資する研究動向の統計や分析に利用します。提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15H0059.html>

また、採択課題の研究提案書は、採択後の研究推進のために JST が使用することがあります。

○e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後本事業のウェブサイトにおいて公開する予定です。

○e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Rad への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人（国立研究開発法人含む。）の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準じる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には、速やかに募集担当（boshu@jst. go. jp）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間⁶に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに募集担当（boshu@jst. go. jp）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、

⁶ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

○他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

科学研究費補助金等、国や独立行政法人（国立研究開発法人含む）が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究提案書の様式8に従ってその内容（応募・受入状況（制度名）、課題名、実施期間、予算額、エフォート等）を記載していただきます。

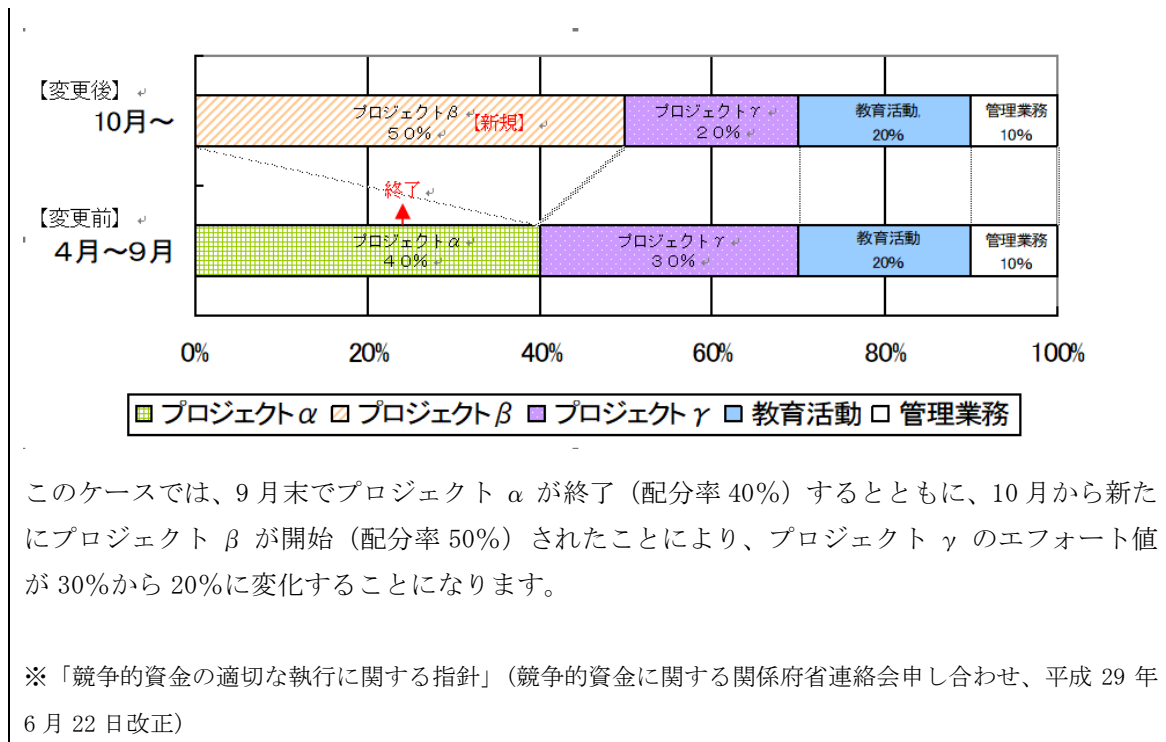
これらの研究提案内容やエフォート（研究充当率）等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、研究提案の不採択、採択取り消し、又は減額配分とすることがあります。また、これらの情報に関して、事実と異なる記載をした場合も、研究提案の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

○上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人（国立研究開発法人含む）が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、及び採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。

＜エフォートの定義について＞

- ・第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- ・研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」を記載していただくことになります。
- ・なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- ・したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



4. 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（i）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託研究契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ii）申請及び参加資格⁷の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者⁸に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金制度等の担当に当該

⁷ 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

⁸ 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において申請及び参加資格が制限される場合があります。

不正使用及び不正受給への関与による区分	研究費等の不正使用の程度		応募制限期間 ⁹¹⁰
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10 年
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5 年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

また「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

⁹ 以下の場合には、申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

1. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
3. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

¹⁰ 不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限する。

5. 他の競争的資金制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等¹¹において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成 30 年度以降に新たに公募開始する制度も含まれます。なお、平成 29 年度以前に終了した制度においても対象となります。

6. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

○「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）¹²の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、上記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。上記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

○「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関¹³では、標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という）を提出することが必要です（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません）。

このため、下記ウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成 30 年 4 月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要

¹¹ 現在、具体的に対象となる制度については次の URL をご覧ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin29_seido_ichiran.pdf

¹² 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

¹³ 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）では、研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる実施者が所属する研究機関も対象となります。

はありません。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※チェックリストの提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記ウェブサイトを示された提出方法の詳細とあわせ、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

7. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

○「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定、以下「ガイドライン」¹⁴という）を遵守することが求められます。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

○ガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関¹⁵は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託契約締結日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成 30 年 4 月以降¹⁶、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している

¹⁴ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトを参照ください。http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

¹⁵ 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）では、研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる実施者が所属する研究機関も対象となります。

¹⁶ 平成 30 年度以降はチェックリストの記載が異なりますのでご注意願います。

場合は、今回新たに提出する必要はありません。研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省 HP をご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※チェックリストの提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

○ガイドラインに基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託研究契約の解除・変更を行い、委託費の全部または一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間（特定不正が認定された年度の翌年度から ¹⁷⁾ ）
特定不正行為	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた		10 年

¹⁷⁾ 特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

に関与した者	場合など、特に悪質な者			
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7 年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5 年
		上記以外の著者		2～3 年
	3. 1 及び 2 を除く特定不正行為に関与した者			2～3 年
	特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3 年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2 年

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の内容（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の概要、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調

査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

8. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」において求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、実施責任者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

9. 人権の保護及び法令等の遵守への対応について

研究構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究等法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。また、海外における実地の研究活動や海外研究機関との共同研究を行う際には、関連する国の法令等を事前に確認し、遵守してください。

特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等が改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ウェブサイト（ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」）をご参照ください。

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

研究開発等の計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

10. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

○研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

○日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械等ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

○物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・DVD・USB メモリ等の記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

○経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下をご参照ください。

- ・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

11. 公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の

防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりには自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

科学技術振興機構（JST）は、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JST は研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JST は誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JST は研究不正に厳正に対処します。
4. JST は関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口 道成

JST の研究倫理の取り組みはこちらをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/researchintegrity/index.html>

12. ダイバーシティの推進について

JST では、研究とライフイベント（出産・育児・介護）との両立支援策を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。詳しくは JST ダイバーシティの取り組み（<http://www.jst.go.jp/diversity/index.html>）をご覧ください。

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様

な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討していきます。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組めます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事 人財部ダイバーシティ推進室長 渡辺美代子

13. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成 23 年度 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関及び研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。詳しくは下記ウェブサイトをご

参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm

14. 社会との対話・協働の推進について

「「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日 科学技術政策担当大臣、及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受けられる場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み、多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

（参考）「第 5 期科学技術基本計画」

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

15. オープンアクセスについて

JST ではオープンアクセス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。JST の研究開発実施事業に参加する研究者は、本方針に沿って適切に研究成果を取り扱っていただきます。詳しくは以下のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/index.html>

16. 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書や

データベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

17. 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、機器共用システムという）を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

（平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○「競争的資金における使用ルール等の統一について」

（平成 27 年 3 月 31 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouruuru.pdf

○「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

18. JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について

- JST では基礎研究から産学連携制度他、多様な研究開発制度を実施しており、これまでに多くの研究開発成果が実用化されています。
- そのうち、研究開発基盤(研究開発プラットフォーム)の構築・発展を目指した JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。
- 研究開発を推進するにあたり、新たに検討される研究開発ツールがございましたらご参照いただければ幸いです。

詳しくは 先端計測ウェブサイト (<http://www.jst.go.jp/sentan/>) をご参照ください。



先端計測 開発成果 DB (データベース)
<http://www.jst.go.jp/sentan/result/products/>



実用化された研究開発ツールを検索できます。



これまでの開発成果を
PDF でご覧いただけます。

19. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター(NBDC)¹⁸では、国内の生命科学分野の研究者が生み出したデータセットを丸ごとダウンロードできる「生命科学系データベースアーカイブ」(<http://dbarchive.biosciencedbc.jp/>)を提供しております。また、ヒトゲノム等のヒト由来試料から産生された様々なデータを共有するためのプラットフォーム「NBDC ヒトデータベース」(<http://humandbs.biosciencedbc.jp/>)では、ヒトに関するデータを提供しております。

生命科学分野の皆様の研究成果データが広く長く活用されるために、NBDCの「生命科学系データベースアーカイブ」や「NBDC ヒトデータベース」へデータを提供くださるようご協力をお願いします。

<お問い合わせ先>

科学技術振興機構 バイオサイエンスデータベースセンター (NBDC)

アーカイブについては... dbarchive@biosciencedbc.jp

ヒトデータベースについては... humandbs@biosciencedbc.jp



生命科学分野のデータベースの利用・公開などについても

お気軽にご相談ください



¹⁸ バイオサイエンスデータベースセンター(<http://biosciencedbc.jp/>)では、我が国の生命科学系データベースを統合して使いやすくするための研究開発やサービス提供を行っています。研究データが広く共有・活用されることによって、研究や開発が活性化されることを目指しています。

Ⅶ. 提案公募 Q&A

研究倫理教育に関するプログラムの受講について
(研究倫理教育に関するプログラムの内容について)

Q 所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。

A 研究倫理教育に関するプログラムは、各研究機関の責任において実施されるものであり、JST は教材の内容を指定しません。

(参考) 平成 27 年 4 月以降に適用される「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定) では、研究機関においては「研究倫理教育責任者」の設置等により体制整備を図り、機関として教育を実施することが求められ、また、配分機関には、研究倫理教育の受講を確認することとが求められています。

なお、上記ガイドラインで求められる内容は、いわゆる論文不正に関するものであり、たとえば、生命倫理や利益相反等に関するものとは別の内容となります。

ご不明な点がございましたら、JST 研究公正課にお問い合わせください。

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

(プログラムの修了証明について)

Q 研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要はありますか。

A 提案時には提出の必要はありません。

(プログラムの受講期限について)

Q 応募締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講が完了しません。応募締切後に受講を完了してもよいでしょうか。

A 研究倫理プログラムの受講完了が応募の必須条件となります。応募締切後の受講は認めませんのでご注意ください。

(修了証番号の申告について)

Q CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストを修了しましたが、修了証番号はどのように確認すればよいですか。

A メインメニューの「修了レポート」をクリックすると修了証が表示されます。修了証に記載されている修了年月日の右隣にある Ref #が修了証番号です。



CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストのメインメニュー

2015/3/18 Completion Report

CITI Japan
Collaborative Institutional Training Initiative
CITI JAPAN PROGRAM

(CITI)
JST 申請用 カリキュラム 修了証
発行月日: 2015/03/18

受講者名: (ユーザID)
所属機関: 独立行政法人科学技術振興機構(申請用)
Email:

責任ある研究行為ダイジェスト:

修了年月日 03/16/15 (Ref # 4979413) ←修了証番号

必須教材名	完了日	クイズ結果
責任ある研究行為ダイジェスト	03/16/15	4/5 (80%)

上記の教材は、世界保健機構(WHO)の世界臨床研究倫理教育センターが運営するCollaborative Institutional Training Initiative (CITI) によってグローバル性が確認されています。
この修了証はCITI Japanに参加している機関に所属している受講者に有効です。
不正な情報提供や無許可でのEラーニングコース利用は、違法行為と見なされる場合があります。

NPO法人日米医学教育コンソーシアム

戻る

修了証見本

Q 昨年度(または今年度)に、本事業(またはJSTの別制度)の提案にあたり、CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストを修了したが、もう一度受講・修了する必要がありますか。

A 受講する必要はありません。なお、その際に発行された修了証番号をe-Radの「個別項目」タブで入力してください(VIII. 4. 4(3)③を参照してください)。

(CITI Japan eラーニングプログラムダイジェスト版の英語版について)

Q 機関の教育プログラムを履修していないため、CITI Japan eラーニングプログラムダイジェスト版を受講する予定ですが、母国語が日本語でない場合等、日本語の内容による受講が困難な場合はどのようにしたらよいでしょうか。

A CITI Japan eラーニングプログラムダイジェスト版を英語に翻訳したものがありますので、受講をお願いします。

そのほか

(提案者の要件)

Q 年齢制限はありますか。

A 特に年齢制限は設けておりませんが、研究期間を通じて国内の機関等にて研究を実施できる体制がとれることが求められます。

(重複応募)

Q JST の他の事業へ既に応募していますが、本領域への応募はできますか。

A 応募は可能です。ただし、JST が運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者等や研究参加者等としてプロジェクト（課題）等への参加が複数となった場合には、研究者の-effort に応じて研究開発費の減額や、実施するプロジェクトを 1 件選択していただく等の調整を行うことがあります。

(応募時の機関の承認)

Q 提案書申請時に所属機関の承諾が必要ですか。

A 事前承諾を確実に得てください。採択後には、JST は実施者の所属機関と委託研究契約を締結します。委託研究契約が締結できない場合は研究開発費を使用できませんのでご注意ください。「V.7. 実施機関の責務等」(25～27 ページ) も良くお読みください。正式な承諾書の提出は不要です。

(海外の機関での実施について)

Q 海外の機関でなければ実施が困難であるとの判断基準とはどのようなものですか。

A 海外での実施を必要とする場合としては、以下のような場合が想定されます。

- ① 必要な設備が日本になく、海外の機関にしか設置されていない。
- ② その実施機関でしか実施できない調査・研究がある。
- ③ 研究材料やデータがその研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

(面接選考会)

Q 面接選考会の日の都合がつかない場合、面接選考の日程を変更することはできますか。

A 多くの評価者の日程を調整して決定しますので、日程の再調整はできません。ご了承ください。

(研究開発費の根拠について)

Q 提案書に、研究開発費の積算根拠を記載する必要がありますか。

A 必要ありません。面接選考の対象となった方には、機関毎の研究開発費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途していただく予定です。

(直接経費について)

Q 研究開発開始後、進捗等に応じて、予算の範囲内で使途の内訳を変更（例えば、当初物品費に計上していたものを旅費として支出する）（費目間流用）できますか。

A 一定の要件のもとで柔軟に費目間流用することができます。

- ・ JST の確認を必要とせず流用が可能な要件

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%（この額が 500 万円に満たない場合は 500 万円）を超えないとき

- ・ JST（領域総括）の確認が必要な要件

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%及び 500 万円を超えるときは JST（領域総括）の事前承認が必要

なお、直接経費と間接経費との間の流用は認められませんのでご注意ください。

(間接経費について)

Q 間接経費は、どのような使途に支出できるのですか。

A 間接経費は、本事業に採択されたプロジェクトに参加する実施者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当するための資金です。間接経費の主な使途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ／平成 26 年 5 月 29 日改正）では、以下のように例示されています。

1) 管理部門に係る経費

- － 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- － 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費等

等

2) 研究部門に係る経費

－ 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－ 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－ 特許関連経費

－ 研究棟の整備、維持及び運営経費

－ 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－ 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－ 設備の整備、維持及び運営経費

－ ネットワークの整備、維持及び運営経費

－ 大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費

－ 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

－ 図書館の整備、維持及び運営経費

－ ほ場の整備、維持及び運営経費

等

3) その他の関連する事業部門に係る経費

－ 研究成果展開事業に係る経費

－ 広報事業に係る経費

等

上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費等で、研究機関の長が必要な経費と判断した場合は、間接経費を執行することができます。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

なお、間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じてJSTに報告してください。報告に関するe-Radの操作方法が不明な場合は、e-Radの操作マニュアル(https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)又は「よくある質問と答え」(<http://faq.e-rad.go.jp/EokpControl?&event=CE0002&cid=13593>)を参照してください。

(外注について)

Q ソフトウェアの作成等の業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

A プロジェクトを推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注

は、研究開発要素を含まない「請負契約」によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。

(採択後の異動について)

Q 研究開発実施中に研究代表者の人事異動（昇格・所属機関の異動等）が発生した場合も研究開発を継続できますか。

A 異動先において、当該研究開発が支障なく継続できるという条件で継続は可能です。

(再委託について)

Q JST と実施者が所属する研究機関の研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」（注）の形式をとるのですか。

（注）研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が締結し、その研究代表者の所属機関と共同研究者の所属機関が契約を締結する形式のこと。

A 本事業では研究契約において「再委託」の形式はとっていません。JST は、研究代表者及び主たる実施者が所属する研究機関と個別に研究契約を締結します。

Q 主たる実施者の定義を教えてください。グループリーダーとの違いを教えてください。

A 「主たる実施者」とは、実施者のうち、研究代表者と異なる機関に所属する実施者を代表する方を指します。一般的にはグループリーダーを兼ねる場合が多いですが、募集要項の「V. 2. 実施体制」（21 ページ）の図中に「実施者（G 大学）」のとおり、研究開発の推進上、グループリーダーの所属機関以外であっても直接的に経費を執行する必要がある場合には、契約上、その機関を代表する実施者を 1 名「主たる実施者」として定める必要があります。

(年度末までの研究開発期間（研究開発実施）の確保について)

Q 研究成果の報告書の提出はいつまでに行う必要がありますか。

A JST においては、実施者が年度末一杯まで研究開発を実施することができるよう、以下の対応としています。

- ・年度の研究成果報告書「実績報告書」の提出期限は、翌事業年度の【5 月 31 日】とする。
- ・年度の会計実績報告「委託研究実績報告書（兼収支決算報告書）」の提出期限を、翌事業年度の【5 月 31 日】とする。

※各実施機関は、上記対応が、年度末までの研究開発期間（研究開発実施）の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

Q RISTEX の他の領域の昨年度の採択課題や応募状況について教えてください。

A 下記ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/pr/info/info1281/index.html>

社会技術研究開発センター提案募集

<http://ristex.jst.go.jp/proposal/past/index.html>

VIII. 提案書の記載要領

次ページ以降を参考にして研究開発プロジェクトの提案書の作成をお願いいたします。
予算規模や研究開発期間等については、14ページをご参照ください。

- ※ 様式1～9について、必要事項を漏れなく記載してください。記載不備の場合は、審査対象とならない可能性があります。
- ※ また、指定様式以外の資料をご提出いただいても審査の対象にはなりません。
- ※ 文字のサイズやレイアウト等については、評価者の読みやすいものとなるようご配慮ください。

戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)

提案書(研究開発プロジェクト)

研究開発領域名	人と情報のエコシステム		
プロジェクト名	副題はつけないでください。		
研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 ヶ月) ※最大3年間		
総研究開発費(直接経費)	_____百万円 ※小数点以下第1位まで		
提案枠	研究開発プロジェクト		
研究代表者氏名	(フリガナ)		生年月日 19 年 月 日 (歳)
	(漢字等)		(西暦) (2018年4月1日現在)
所属研究機関			
住所	〒		
電話番号		F A X	
E-mail			
部局			
職名			
研究者番号			
連絡先	(所属機関 ・ その他) 通常連絡を受ける場所を○で囲んでください。 上記で(その他)に○を付けた場合、以下にその連絡先を記載してください。		
住所	〒		
電話番号		F A X	
E-mail			
緊急連絡先(携帯電話等)			

【様式1】研究開発プロジェクトの要旨

【様式1】全体としてA4用紙1ページで、全体構想を分かりやすく簡潔に記載してください。

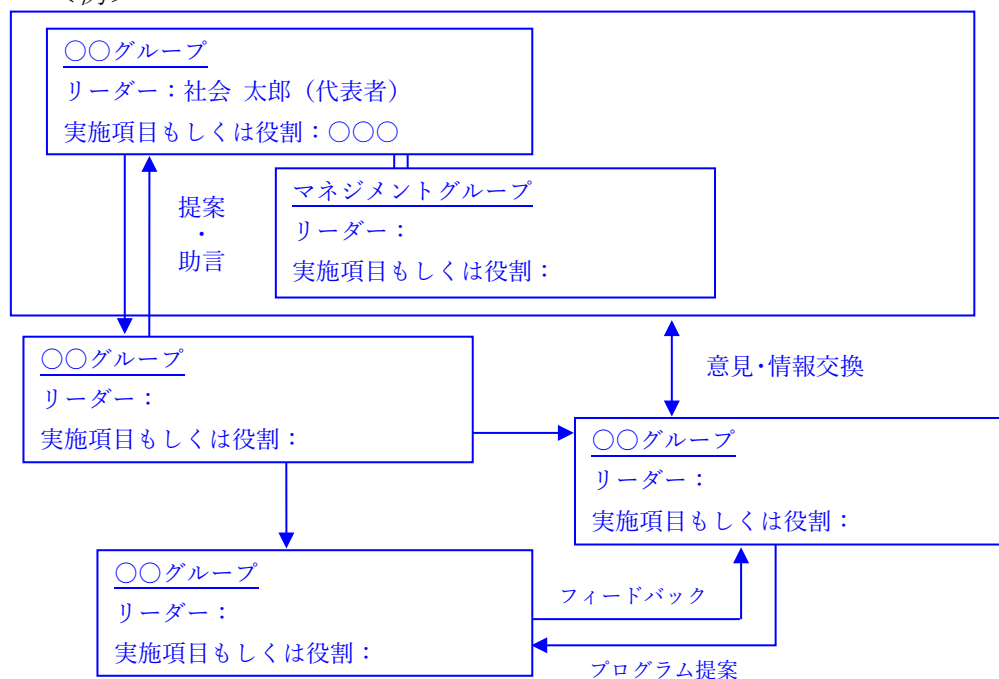
プロジェクト名			
所属研究機関		部局	
研究代表者氏名		役職	
研究開発のアウトプット	「Ⅲ研究開発領域の概要」の「3-3. 研究開発のアウトプット」から当てはまるテーマに○をつけてください（特に関連のあるテーマ1つ選択可）。 1: 情報技術の開発に社会的要請をフィードバックするための方法論 2: リテラシー向上のための方法論 3: 技術進歩に政策立案者やビジネスモデル設計者が対応して制度設計・マネジメントを行う仕組み 4: 技術と社会の対話のプラットフォーム構築 5: 技術と社会の対話の共通基盤となる概念の構築		
キーワード	内容を端的に表すキーワードを <u>3～5つ以内</u> で自由に記載してください。		
【プロジェクトの要旨】 ■達成目標 400字以内で、中・長期的な目標及び本プロジェクト期間内に達成する目標を簡潔に記述してください。 例）○○○（中・長期的目標）に向けて、本プロジェクトで○○を開発する。 ■構想の概要 様式3「研究開発プロジェクトの構想」の要点を簡潔に記述してください。どのような対象を扱い、どのような方法論を用いることで、社会と技術の望ましい共進化を促すことができるのか、提案者自らの研究開発の構想を中心に、背景や成果の社会実装・普及に向けた展望等も含めて明確に記述してください。			

【様式2】 研究開発プロジェクトの要旨(実施体制)

- ※ 実施体制・役割が簡単に分かるように、A4用紙1枚に図示してください。様式4と整合性をもたせてください。
- ※ 実施の項目を単位として、グループ構成やグループ間の関係が分かるように記載してください。なお、グループは一つでも複数でも構いませんが、いずれもマネジメントの体制が分かるように記載してください。
- ※ 実施者以外の協力者がいる場合には、協力者との関係も記載してください。
- ※ 各グループの分担する実施項目のほか、それぞれのグループでリーダーとして中心的な役割を果たす方の氏名を記載してください。研究代表者がグループリーダーを兼ねても構いません。
- ※ 「立場」は専門分野や所属学科等ではなく、それぞれのグループにどのような立場の実施者が属するかを、以下のように記載してください。

大学等（自然科学系（医学・工学等含む））	→ 学（自）
大学等（人文・社会科学系）	→ 学（人）
大学等（両方にまたがる場合）	→ 学（自/人）
自治体等の行政機関や司法機関等	→ 官
企業等の産業界	→ 産
NPO 等	→ 市民

<例>



プロジェクトに協力する関与者（協力者）

氏名	所属	役職（または組織名）	本研究開発プロジェクトへの協力内容
△△市役所	△△部長		○○○○実施の助言、協力
○○町内会			○○実施の協力
○○ ○○	△△大学△△学部	教授	○○○検討委員会 外部専門家

【様式3】研究開発プロジェクトの構想

※ 様式3で A4用紙 10枚以内でまとめてください。

※ 提案書は、募集要項の「Ⅱ. 募集・選考にあたっての領域総括の考え方」、「Ⅲ. 研究開発領域の概要」、「Ⅳ. 選考及び採択」の内容を踏まえて作成してください。

※ 評価者が理解しやすいように記載してください。必要に応じて図や表も用いてください。

A. 研究開発のアウトプットへの貢献

※3.3「研究開発のアウトプット(1-5)」に対してプロジェクトが貢献できる点を提示してください。その際、プロジェクトが創出する成果を活用する人やアウトプットをどのように社会に浸透させていくかという点も記載してください。

B. 必要性和ビジョン

B-1. プロジェクトの必要性

※ 本プロジェクトの具体的な研究開発の対象が何か、またその社会的背景について客観的な根拠に基づいて提示してください。

※ これまでの類似の取り組みや政策・施策、研究等では、なぜ社会と技術の共進化が促されないのか、関連する国内外の研究開発や、RISTEXにおける研究開発など、類似の取り組みの動向とその課題を整理した上で、プロジェクトの意義を提示してください。

B-2. 目指すビジョン

※ 情報技術の影響を受ける(可能性のある)ステークホルダーを想定してください。

※ 「情報技術と人間のなじみがとれた社会」はどのような社会なのかを記載してください。また研究開発の「どのような成果」が「誰(人・組織等)」に活用され、情報技術と人間のなじみがとれた社会につながると考えているのか、を記載してください。

C. 具体的な計画

C-1. 目標及び成果

- ※ 想定している研究開発期間(最大で 3 年)内に達成しようとする具体的な目標・成果を簡潔に記載してください。定量的な目標設定が可能なものについては、可能な限り提示してください。
- ※ 単に、「〇〇システムを開発する」といった活動や成果物(アウトプット)だけでなく、「住民の〇〇が増加する」といった活動や成果物の結果によるアウトカム(社会への影響・効果)を記載してください。

C-2. 実施内容、マイルストーン

- ※ C-1「目標及び成果」に向けて、どのような問題の関与者と、どのような方法で、何をするのかを具体的に記載してください。
- ※ C-3「スケジュール」に記載する実施項目の内容・計画及び実施項目間の関係性が分かるように記載してください。
- ※ 各実施項目におけるマイルストーン(いつまでに何を達成するのか、目標達成に向けて節目となる行程や指標)を記載してください。
- ※ 本プロジェクトを実施する上で克服すべき課題や困難が予想される点、それらへの対応策について、①研究開発、②社会実装の側面からそれぞれ記載してください。
- ※ 多様な関与者からフィードバックを受ける方法や、研究開発の節目に公表等を行い外部から適切に意見を集め、検証・改善していく方法についても記載してください。
- ※ 実施項目は様式 2 及び 4 との整合性を図ってください。

C-3. スケジュール

- ※ プロジェクトの主なスケジュールを記載してください。実施項目は C-2 の内容に従って記載してください。

<記載例>

実施項目	平成30年度 (H30. 10～ H31. 3)	平成31年度 (H31. 4～ H32. 3)	平成32年度 (H32. 4～ H33. 3)	平成 33 年度 (H33. 4～ H33. 9)
1. 情報技術の問題点・ニーズの深掘調査	←→			
2. 〇〇モデルの構築	←→			
3. データの取得・解析	←→		←→	
4. 〇〇手法の開発		←→		
5. 社会実験の実施・検証		←→		←→
6. 法制度的検討・政策提言				←→
7. 成果の展開に向けた仕組みづくり	←→	←→	←→	←→

D. 準備状況

- ※ 本プロジェクトを推進するにあたり基盤となる、
- ・ 提案者自身(必要に応じて本プロジェクトの参加者)のこれまでの研究開発の経緯や実践的な取り組みの成果
 - ・ 現時点でのプロジェクト実施者間及び対象に取り組む人々との関係性の構築状況、今後の見込み
 - ・ その他、予備的な知見やデータ(存在する場合)
について具体的に記載してください。

E. 成果の活用・展開

E-1. 成果の展開の道筋

- ※ 本プロジェクト終了後の成果の展開の道筋や見込みについて、以下の項目を参考に記載してください。
- ・ プロジェクトの成果を、誰が、どのように、他の情報技術、組織、制度等へ普及・展開していこうと考えているのか。
 - ・ 広く社会一般に活用できる成果や知見はどのようなものか。
 - ・ 取り組みの持続可能性(経済的な持続性・効率性、コミュニティ構成員のニーズ等)

E-2. 成果の波及効果

- ※ 本プロジェクトを端緒として、間接的に社会に及ぼす様々な波及効果や、学術・研究分野への波及効果について記載してください。

E-3. 成果の応用(任意)

- ※ JST内外の関連する他の研究開発プロジェクトとの協力・連携関係の可能性があれば、その構想を記載してください(任意)。

F. プロジェクトを実施する上での人権の保護及び法令遵守への対応

- ※ 本プロジェクトを実施するにあたり、相手方の同意を必要とするものや、個人情報を取り扱う研究、倫理審査や安全対策が必要となる研究等が想定される場合には、どのような対応を行う予定か、既に対応を行っている場合にはその状況について記載してください。

【様式4】 研究開発プロジェクトの実施体制 ーグループごとの実施者と実施項目の概要ー

※ 様式2と整合性をもたせてください。

1. マネジメント体制

※ 多様なステークホルダーとの調整やプロジェクト全体の進捗管理及び成果のとりまとめに向けて、研究代表者と共にプロジェクトを支えるマネジメントの体制について簡潔に説明し、担当者を表に記載してください。

<記載例>

氏名	所属	役職(身分)	エフォート	マネジメント上の役割	立場
研究代表者 社会 太郎	NPO 法人〇〇	理事長	〇〇%	調査方針等の決定、領域との対話・調整	市民
〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇部	URA		進捗管理、報告書取り纏め、領域との対話・調整	学（人）
〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇部	研究員		グループ間、協力者への連絡・調整	学（自/人）

2. グループごとの概要

2-1. 〇〇〇〇グループ

(1)実施項目

※ 様式3のC-3「スケジュール」に記載した実施項目の中から記載してください。

(2)プロジェクトにおける本グループの位置づけ

※ 当該グループが、プロジェクト全体の中でどのように位置づけられるのか、その役割を記載してください。また、複数グループがある場合には他グループとの関係性を簡潔に説明してください。

(3)プロジェクトの実施者

<記載例>

研究代表者 氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場
社会 太郎	NPO 法人〇〇	理事長	〇〇%	統括／企画検討ワークショップの設計・実施	市民
研究参加者 氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇課			地域との調整、ニーズ探索	官
〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇部	教授		〇〇研究の設計・研究者の探索	学(人)
研究員 〇名					

- ※ 実施者は実際に研究開発を行う人であり、協力者とは異なります。
- ※ 実施者は複数のグループに所属することができます。
- ※ エフォートは研究代表者及びグループのリーダーとなる方のみ記載してください。
- ※ エフォートには、実施者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち本プロジェクトの実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください。
- ※ 「立場」は様式 2 の注釈に従い、記載してください。
- ※ 実施者のうち、提案時に氏名が確定していない場合は「研究員 ○名」「アルバイト ○名」といった記載でも構いません。
- ※ 実施者の行は必要に応じて追加してください。

(4) グループへの協力者

- ※ 本プロジェクトの実施において、協力を得ることが了解されている人や団体が既にある場合に記載してください。
- ※ 本プロジェクトの実施者との間での、これまでの協力関係の有無を記載してください。

<記載例>

氏名 所属 役職 (又は組織名)	本研究開発プロジェクトへの協力内容	これまでの 協力関係の有無
〇〇町内会	〇〇実施の協力	有
〇〇 〇〇 △△会社△△部長	データ提供	無
△△市役所 △△部	〇〇に関する助言、連携調整	無
〇〇 〇〇 △△大学△△学部教授	〇〇に関する助言、協力	有

2-2. 〇〇〇〇グループ

- ※ 2-1 と同様に、複数グループでプロジェクトを実施する場合には、適宜フォーマットを増やしてください。

(1) 実施項目

(2) 本グループの位置づけ

(3) プロジェクトの実施者

グループリーダー 氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場
研究参加者 氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場

【様式5】 関連する取り組みリスト(研究代表者)

※A4用紙1枚でまとめてください。

研究代表者氏名 〇〇 〇〇

〈経歴〉

※ 学歴や職歴、取り組みや研究開発の内容について簡単に記載してください。

〈主要な実績〉

※ 近年実施した取り組み、著書、学術論文、雑誌・新聞投稿記事等の成果のうちこの提案内容に関連するもの5件以内を選んで、現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記入してください。研究代表者本人が代表者・筆頭著者のものについては頭に*印を付けてください。

＜著書・学術論文等の成果の場合＞

(著者(著者は全て記入してください)、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年)

＜取り組みの成果の場合＞

(実施主体、取り組みの概要、実施した場所、実施期間、成果等を記載してください。)

〈RISTEX における研究開発への参画経験〉

※ 過去に社会技術研究開発センターにおける研究開発への参画経験があれば、領域またはプログラム名、プロジェクト名、当時の研究代表者名を記載し、自身がどのような役割を担っていたのかについて簡潔に記載してください。

【様式6】 関連する取り組みリスト(グループリーダー)

※グループリーダー一人につき A4 用紙 1 枚以内でまとめてください。

グループリーダー氏名 △△ △△

〈経歴〉

※ 学歴や職歴、取り組みや研究開発の内容について簡単に記載してください。

〈主要な実績〉

※ 近年実施した取り組み、著書、学術論文、雑誌・新聞投稿記事等の成果のうち、この提案内容に関連するもの 5 件以内を選んで、現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記入してください。研究代表者本人が代表者・筆頭著者のものについては頭に*印を付けてください。

＜著書・学術論文等の成果の場合＞

(著者(著者は全て記入してください。)、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年)

＜取り組みの成果の場合＞

(実施主体、取り組みの概要、実施した場所、実施期間、成果等を記載してください。)

〈RISTEX における研究開発への参画経験〉

※ 過去に社会技術研究開発センターにおける研究開発への参画経験があれば、領域またはプログラム名、プロジェクト名、研究代表者名を記載し、自身がどのような役割を担っていたのかについて簡潔に記載してください。

【様式7】 研究開発費の見込み

※ 費目別の研究開発費の見込みを年度ごとに記入してください。

※ 面接選考時には、機関ごとの研究開発費等、さらに詳細な研究計画を提出していただきます。

※ 採択後に研究開発費の見直しをお願いすることがあります。

※ 研究開発費の費目と使途は以下のとおりです（V.7. 研究開発費も参照してください）。

物品費／設備備品費：設備・備品を購入するための経費

物品費／消耗品費：材料・消耗品を購入するための経費

旅費：研究代表者や研究実施者の旅費

人件費・謝金：研究員・アルバイト等の人件費、諸謝金

（研究員等の数）：雇用する予定の研究員、アルバイトの人数

※ その他：上記以外の経費（研究成果発表費用、会議費、設備改造費・運搬費等）

※ 初年度および最終年度の研究開発期間は半年となるため、その期間に必要な金額を申請してください。

<記載例>

○費目別の研究開発費（直接経費）の見込み（プロジェクト全体）（単位：千円）

大項目		中項目	1 年度 (H30. 10～ H31. 3)	2 年度 (H31. 4～ H32. 3)	3 年度 (H32. 4～ H33. 3)	最終年度 (H33. 4～ H33. 9)	合計	
直接 経 費	1. 物品費	設備備品費	500	0	500	200	1,200	
			主な使途	解析ソフト、PC (解析用)				
		消耗品費	200	1,000	500	300	2,000	
			主な使途	ワー ク シ ョ ッ プ用品				
	2. 旅 費	旅 費	500	1,000	1,000	500	3,000	
			主な使途	〇〇地区現地 調査				
	3. 人件 費・謝金	人件費・謝金 (研究員の数)	3,000 (1)	6,000 (1)	6,000 (1)	3,000 (1)	18,000	
			主な使途	〇〇に関する 専門家の招聘				
	4. その他	その他	1,500	2,000	3,000	1,500	8,000	
			主な使途	シンポジウム 開催				
小計（直接経費）			5,700	10,000	11,000	5,500	32,200	
間接経費（上記経費の 30%以内）			1,710	3,000	3,300	1,650	9,660	
合 計			7,410	13,000	14,300	7,150	41,860	

※「主な使途」は一部のみ例示しています。提案時にはすべての年度、費目欄を埋めてください。

○特記事項

※ 費目間の比率は最適なものをお考えください。ただし、特定の費目が研究開発費総額の50%を超える場合は、その理由を記載してください。

【様式8】 他制度での助成等の有無

※ 研究代表者及びグループリーダーが現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに研究課題名(プロジェクト名)、研究期間、研究経費、役割等を記入してください。

※ 記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

※ 面接選考の対象となった場合には、最新の他制度の助成状況を提出していただきます。

<記載例>

研究代表者(提案者)氏名: ○○ ○○

資金制度・研究費名 (研究期間・配分機関等名)	研究課題名 (研究代表者氏名)	役割(代表・分担の別)	① 平成 30 年度の研究経費 ② 平成 31 年度の研究経費 ③ 平成 32 年度の研究経費 ④ 期間全体の額	エフォート(%)	研究内容の相違点及び他の研究費に加えて本応募研究課題に応募する理由
【本応募研究課題】 (H30～H33)	—	代表	① 4,200 千円 ② 6,100 千円 ③ 6,400 千円 ④ 19,200 千円	60	—
科学研究費補助金 基盤研究(B) (H27～H31)	○○○○○○○○ ○ (△△ △)	代表	① 2,000 千円 ② 2,000 千円 ③ - 千円 ④ 10,000 千円	20	○○○○○○○○○○ ○○○○
(申請中) ○○財団助成 金事業 (H30)	○○○○○○○○ ○○○○ (□□ □□)	分担	① 1,000 千円 ② - 千円 ③ - 千円 ④ 1,000 千円	5	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○

- 1) 現在受けている、又は採択が決定している助成等について、研究経費(期間全体)が多い順に記載してください。
- 2) その後に、申請中・申請予定の助成等を記載してください(「資金制度・研究費名」の欄に「(申請中)」等と明記してください)。
- 3) 「役割」は、代表又は分担等を記載してください。
- 4) 「研究経費」は、ご本人が受給している金額(直接経費)を記載してください。
- 5) 「エフォート」は、年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください。
- 6) 必要に応じて行を増減してください。

「人と情報のエコシステム」研究開発領域
提案書（研究開発プロジェクト）様式

<記載例>

グループリーダー氏名： △△ △△

資金制度・研究費名 (研究期間・配分機関等名)	研究課題名 (研究代表者氏名)	役割(代表・分担の別)	① 平成 30 年度の研究経費 ② 平成 31 年度の研究経費 ③ 平成 32 年度の研究経費 ④ 期間全体の額	エフォート(%)	研究内容の相違点及び他の研究費に加えて本応募研究課題に応募する理由
【本応募研究課題】 (H30～H33)	—	分担	① 1,000 千円 ② 2,500 千円 ③ 3,000 千円 ④ 9,000 千円	40	—
△△財団公募事業 (H27～H31)	○○○○○○○ (△△ △△)	代表	① 1,000 千円 ② 1,000 千円 ③ - 千円 ④ 4,000 千円	10	○○○○○○○○○ ○○○○
(H ~H)			① 千円 ② 千円 ③ 千円 ④ 千円		

グループリーダー氏名： □□ □□

資金制度・研究費名 (研究期間・配分機関等名)	研究課題名 (研究代表者氏名)	役割(代表・分担の別)	① 平成 30 年度の研究経費 ② 平成 31 年度の研究経費 ③ 平成 32 年度の研究経費 ④ 期間全体の額	エフォート(%)	研究内容の相違点及び他の研究費に加えて本応募研究課題に応募する理由
【本応募研究課題】 (H30～H33)	—	分担	① 500 千円 ② 1,400 千円 ③ 1,600 千円 ④ 4,000 千円	30	—
科学研究費補助金 挑戦的萌芽研究 (H27～H30)	○○○○○○○ (□□ □□)	代表	① 1,200 千円 ② - 千円 ③ - 千円 ④ 3,000 千円	20	○○○○○○○○○ ○○○○
(H ~H)			① 千円 ② 千円 ③ 千円 ④ 千円		

【様式9】 特記事項

※ A4用紙1枚以内にまとめてください。

- ※ 応募にあたっての理由や希望、その他、様式1～8までに記載できなかった内容等を記載してください。
- ※ 海外の機関に所属する方が、海外の機関を拠点に実施者としてチームに参加される場合、その理由をこちらに記載してください。
- ※ 現在、国内の特定の法人に所属しておらず、研究代表者として採択された場合に国内の法人に所属する予定がある場合に、そのような事情をこちらに記載してください

IX. 参考資料

平成 28 年度戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）における新規研究開発の方針

（平成 28 年 4 月 11 日 文部科学省 通知）

平成 28 年度戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）における 新規研究開発の方針

1. 趣旨及び目標

「第 5 期科学技術基本計画」において超スマート社会（Society5.0）が掲げられ、重要なテーマとして位置づけられている。

IoT、ロボット、人工知能などの情報技術は急速な進歩とともに社会に実装され始め、より豊かで効率性の高い社会が実現されるとの期待が高まっている一方、情報技術は「悪意に基づく事故や事件（テロ、犯罪など）」「予期せぬ事故やトラブル（セキュリティ、プライバシーなど）」「経済格差拡大や資本集中」などの様々な問題をもたらすとの指摘もなされ始めている。また、情報技術の研究開発の現場では、技術がもたらす影響について社会から事前にフィードバックを受けることがないまま実用化をすすめた結果、問題が引き起こされるケースや、技術が作られ問題が発生した後に規制がかかり、技術開発のブレーキともなりうる事例がしばしば見受けられている。IoT、ロボット、人工知能といった情報技術は、社会に新たな大きな変化をもたらすものだが、現時点ではその新規性や革新性は社会の中で多様な解釈・イメージ・メタファーで語られており、その潜在的なメリットと負のリスクが不明瞭であることから、萌芽的技術(emerging technology)の段階にあると位置づけることができる。それゆえ、情報技術を社会の中で適切に使っていくためには、専門家だけの評価では不十分であり、研究開発の上流工程から多様なステークホルダーの主観的意見を取り入れ、フレーミングの幅を広げていくことが重要となる。

情報技術と人間・社会との共生を促す相互作用機能が未発達であるとの状況を踏まえ、情報技術の進展がもたらす問題に適切に対処していくための社会技術研究開発を推進し、情報技術と人間のなじみがとれた社会を目指す「人と情報のエコシステム」のための研究開発を平成 28 年度より新たに推進する。

具体的な目標は以下のとおり。

情報技術と人間のなじみがとれている社会を目指すために、情報技術がもたらすメリットと負のリスクを特定し、技術や制度へ反映していく相互作用の形成を行う。具体的には、

①情報技術がもたらす変化（正負両面）を把握・予見し、アジェンダ化することで、変化への対応方を創出する

②情報技術の進展や各種施策に対し、価値意識や倫理観、また現状の制度について検討し、望まれる方向性や要請の多様な選択肢を示していく

①②のような、問題の抽出、多様なステークホルダーによる規範や価値の検討、それに基づく提示や提言までをサイクルとみなし、その確立のための研究開発を行う。

また、このような社会と技術の望ましい共進化を促す場や仕組みを共創的なプラットフォームとして構築することを目指し、その機能のために必要な技術や要素も研究開発の対象とする。

2. 取り組むべき研究開発テーマ

(1) テーマの設定について

第5期科学技術基本計画が策定され、その第1章では現状認識として、『近年、情報通信技術（ICT）の急激な進化により、グローバルな環境において、情報、人、組織、物流、金融など、あらゆる「もの」が瞬時に結び付き、相互に影響を及ぼし合う新たな状況が生まれてきている』が、『世界的な規模で急速に広がるネットワーク化は、これまでの社会のルールや人々の価値観を覆す可能性を有している』との懸念が示されている。『派生するセキュリティ問題への対応、個人情報保護等の新たなルール、行動規範作りが不可欠となっている』とされており、情報技術と社会の関係を再考するための具体的な取り組みが求められている。このような背景の下、本領域においては、主にビッグデータ型人工知能、ロボット、IoTなどの情報技術の社会的影響を対象に、以下の五つのテーマを中心とした研究開発プロジェクトを推進する。なお、これらは現時点の仮説的なリストであり、またこれらのうちの複数テーマに関わるものや、ここにあげられていない対象に取り組むことは十分想定される。

A: 法律・倫理・制度

B: 経済・雇用

C: 教育

D: 対応技術

E: 基盤構築・方法論

本領域全体として目指すアウトプットは「社会と技術の望ましい共進化を促す場や仕組みの形成」であり、それによって「問題を抽出し、多様なステークホルダーでの検討に基づく要請や提言を行うサイクルを稼働させること」である。そのための要件としては、下記のようなものが想定される。

- a. 変化をできるだけ早期に把握あるいは予見し、アジェンダ化していくこと
- b. 研究者や技術者自身がその技術のもたらしうる影響になるべく早い段階で気づきうること
- c. 多様なステークホルダーの対話に基づくこと
- d. 多様な価値観による可能な限り多数の選択肢を提示すること、少数意見も反映されること
- e. 要請ができるだけ迅速に技術や制度に反映され、かつ以降の変化にも柔軟に対応できること
- f. 社会の規範や思い込みを含む価値観の再検討を伴うこと
- g. 施策や要請が、技術や産業発展の過剰なブレーキとならず、適切なハンドルとして機能すること
- h. 世界標準を視野に入れるなど、海外連携や国際発信が積極的に行われること

(2) 主要研究開発要素・テーマの説明

A: 法律・倫理・制度

起きた問題を解決するだけでなく、将来起こりうる問題に対応できるように、来るべき新しい社会の法律・倫理・制度をあらかじめ考え、備えておくための研究開発。

B: 経済・雇用

情報技術がもたらしうる潜在的な負のリスクを低減しながら、ベネフィットを最大化するための研究開発。

C: 教育

情報技術が浸透する社会における変化への対応力を身につけるための研究開発。

D: 対応技術

情報技術がもたらすメリットを供給側と受容側者が共に享受するための、技術開発への要求仕様や仕組みの構築に関わる研究開発。

E: 基盤構築・方法論

技術開発の上流段階から多様な人々が関与し、情報技術がもたらす変化(正負両面)を特定し、技術や制度へ反映していく相互作用の形成を担う研究開発。

3. 推進体制

- ① 国内の大学、研究機関、公益法人、NPO 法人、民間企業、行政機関等、組織として機構からの研究委託が可能な主体が連携して研究開発を実施する。
- ② 自然科学と人文・社会科学の双方にまたがる分野横断的な知見を活用し、ハード・ソフト両面からの包括的、総合的な研究開発を促進する。
- ③ 研究開発の終了後も発展的な取組が継続的に行われるために、関係機関との連携を研究開発の段階から十分に行う。
- ④ 研究開発当初から関連当事者との共創を行い、成果の利用者等からのフィードバックを行う。

4. 研究開発推進にあたっての留意事項

- ① 情報技術の進展速度を意識した領域運営並びに成果の発信を行うこと。
- ② JST 内外の関連事業との連携を図ること。

【お問い合わせ先】

お問い合わせは、原則として電子メールでお願いします。

また、RISTEX 提案募集ウェブサイト

http://ristex.jst.go.jp/proposal/current/proposal_2018.html

に最新の情報を掲載しますので、あわせてご参照ください。

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

社会技術研究開発センター（RISTEX） 企画運営室 募集担当

〒102-8666

東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ

E-mail : boshu@jst.go.jp

Tel : 03-5214-0133 Fax : 03-5214-0140

（電話受付：10:00～12:00・13:00～17:00／土日祝除く）